

情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会

報告書

平成30年10月

目次

はじめに	5
総論	6
第1章 情報公開（公文書の開示等）（テーマ1）	9
1 制度等の概要	9
2 現状	10
3 検証、見直しの視点	11
4 検証結果	
(1) 不開示情報の基準	11
(2) （運用）不開示となっている情報の範囲とその考 方の検証	14
(3) 開示対象情報	16
第2章 文書管理（テーマ2）	17
1 制度等の概要	17
2 現状	17
3 検証、見直しの視点	18
4 検証結果	
(1) 公文書管理に関する条例の制定	18
(2) 管理する文書の範囲（文書の定義）の見直し	19
(3) 公文書と個人管理文書の区別の明確化	20
(4) 新たな文書管理システムの導入	21
(5) 電子文書（データ等）の取扱いの見直し	22
(6) 文書の作成義務と作成範囲の明確化	22
(7) 文書の保存年限の見直し	23
(8) 廃棄する場合の判断	23
(9) 第三者機関の設置	24
(10) 各部署におけるコンプライアンスのチェック	25

第3章 歴史公文書の保存 (テーマ3)	26
1 制度等の概要	26
2 現状	27
3 検証、見直しの視点	28
4 検証結果	
(1) 選定基準等の妥当性	28
(2) 選定時期・主体の妥当性	29
(3) 適正な運用の確保	30
(4) 利活用の促進	30
(5) 所蔵数の妥当性	30
第4章 事故・事件が発生した場合の公表 (テーマ4)	32
1 制度等の概要	32
2 現状	32
3 検証、見直しの視点	33
4 検証結果	
(1) 公表に当たっての基本理念の設定等	33
(2) ガイドラインの策定及び個別基準の策定が必要な事案 の整理	34
(3) ガイドラインを踏まえた検証	34
第5章 災害が発生した場合の公表 (テーマ5)	39
1 制度等の概要	39
2 本県の取扱いの現状	40
3 他県の状況	41
4 検証、見直しの視点	41
5 検証結果	
(1) 県が個人情報を公表することが妥当な災害の範囲	42
(2) 公表する個人情報の範囲	42
(3) 関係機関との調整	43
6 災害の発生時における公表に関するガイドラインの策定に ついて	43

第6章 広聴案件に対する対応状況の情報提供 (テーマ6)	49
1 制度等の概要	49
2 現状	49
3 検証、見直しの視点	50
4 検証結果	
(1) 広聴事案から除外する基準の見直し	50
(2) 広聴事案をホームページで公開しない基準の見直し	50
(3) 全部を公開できない場合の運用の見直し	50
第7章 会議等の公開 (テーマ7)	51
1 制度等の概要	51
2 現状	51
3 検証、見直しの視点	51
4 検証結果	
(1) 対象となる会議の範囲	51
(2) 非公開基準	52
(3) 運用	53
第8章 庁内会議の記録の作成・保存 (テーマ8)	57
1 制度等の概要	57
2 現状	57
3 検証、見直しの視点	57
4 検証結果	
(1) 庁内会議の記録の作成義務 (基準の妥当性)	57
(2) 記録形態の基準	58
(3) 記録形態の運用の検証	58

第9章	記者発表などによる情報提供 (テーマ9)	61
1	制度等の概要	61
2	現状	61
3	検証、見直しの視点	62
4	検証結果	
	(1) 県民が求める情報の提供の実現	62
	(2) 適切な方法での情報提供	63
第10章	県が保有する行政情報の積極的な提供 (テーマ10)	64
1	制度等の概要	64
2	現状	64
3	検証、見直しの視点	64
4	検証結果	
	(1) 県民ニーズに合わせた行政資料の充実	65
	(2) 行政情報センター等の情報公開窓口のPR	65
第11章	オープンデータなどの推進 (テーマ11)	67
1	制度等の概要	67
2	現状	67
3	検証、見直しの視点	68
4	検証結果	68
	委員会開催実績	69
	委員会設置要綱	71
	委員名簿	72

はじめに

県は、平成29年3月に策定した「山形県行財政改革推進プラン」の中で、「県民視点に立った県政運営の推進」を柱に掲げ、県民との対話や県政運営の透明性確保に向けた情報公開等の取組の推進を図っており、特に、県政の透明性を一層確保する取組の具体化を検討課題としているところです。

また、情報公開条例制定から20年を迎え、個人情報保護への県民の意識の変化、ICTの発達など、社会情勢も大きく変化しており、県政運営の透明性の確保・向上を図るためには、不断の検討・検証を継続していくことが必要です。

このような中、県は、外部有識者の視点も入れ、政策決定過程の一層の透明化に留意しつつ、改めて、情報公開・提供全般について、幅広い観点から現状を検証するとともに今後の在り方について検討することとし、昨年11月に「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会」（通称：見える化委員会）が設置されました。

本委員会は、各分野の専門家・有識者から構成され、幅広い観点から検証を行ってまいりました。

検討に当たっては、情報公開、提供の類型化とその対応について整理を行い、11のテーマに分類し、検討を進めることといたしました。

平成29年度は、委員会を3回開催し、今年4月には中間報告を取りまとめたところです。平成30年度は、引き続き検討を行い、7月に、政府の行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議が「公文書管理の適正の確保のための取組みについて」を取りまとめたことから、その内容についても可能な限り取り入れることといたしました。

9月に開催した第6回委員会におきまして、これまでの議論を踏まえて、必要な改善案について報告書として取りまとめましたので、ここに提言するものであります。

平成30年10月2日

情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会

委員長 伊藤 眞知子（東北公益文科大学教授・大学院公益学研究科長）

総論 検討の目的及び検討項目について

1 検討の目的

県では、昨年3月に策定した「山形県行財政改革推進プラン」の3本の柱のうち、「2 県民視点に立った県政運営の推進」において、県民との対話や県政運営の透明性確保に向けた情報公開等の取組を推進することとしており、特に県政の透明性を一層確保する取組の具体化を検討課題として認識してきたところである。

また、情報公開条例制定から20年を迎え、個人情報保護への県民の意識の変化、ICTの発達など、社会情勢も大きく変化している。県政運営の透明性の確保・向上を図るためには、不断の検討・検証を継続していくことが必要である。

こうしたことから、外部有識者の視点も入れ、政策決定過程の一層の透明化に留意しつつ、改めて、情報公開・提供全般について、幅広い観点から現状を検証するとともに今後の在り方について検討することとした。

2 検討項目と内容

検討に当たっては、県の情報公開・提供について11のテーマを取り上げ、これらを①法律・条例に基づく請求があったら公開する義務があるもの、②請求とは無関係に法令上の公開義務があるもの、③任意的な情報提供、④その他の4つに類型化(別紙)し、各類型の基本方針を踏まえた上で、テーマごとに検討を進めることとした。

各テーマについて、「制度等の概要」、「現状」、「検証、見直しの視点」について協議を重ね、最終的に、「検証結果」及び「改善案」を示すこととした。

- 1 情報公開(公文書の開示等)
- 2 文書管理
- 3 歴史公文書の保存
- 4 事故・事件が発生した場合の公表
- 5 災害が発生した場合の公表
- 6 広聴案件に対する対応状況の情報提供
- 7 会議等の公開
- 8 庁内会議の記録の作成・保存
- 9 記者発表などによる情報提供
- 10 県が保有する行政情報の積極的な提供
- 11 オープンデータ(統計情報等)などの推進

3 総論的な論点

第1回委員会において、各テーマに共通した総論的な論点を下記の3つのとおり提示した。

- ・ 県民の信頼性の向上を図るため、県が持っている情報は、積極的に公表
- ・ 公表等に当たって、基準や考え方が未整備、不明瞭な点を整備し、更により具体的な解釈や事例を提示することにより、できるだけ県としての統一的な運用を行う。
- ・ それに向け、各テーマごとに、対象の捉え方が妥当か、取扱い基準が適切に設定されているか、運用が適切になされているかなどを検証する。

また、これらの論点に対して、委員から、次のような意見が出された。

- ・ 県との関わりがないと、提供されている情報が全てと受け取っていると思う。
- ・ 若い世代の県政に対する関心の低さが問題
- ・ 高齢化が進んでいるので、高齢者への発信の場は、ホームページだけでなく、多く持って欲しい。
- ・ これまでも情報公開は県民目線で行ってきたと思われるが、県民が欲しい情報にキャッチアップする（追いつく）という意識が大事
- ・ 色々なテーマで同じような考えがあるので、整合性をとってやって欲しい。

特に任意的な情報提供については、委員から、次のような意見が出された。

- ・ 情報の伝え方の検討が必要
- ・ 県政へ関心がない人へ関心を高めてもらうためにどのように情報を提供していくかが大事
- ・ 請求に対処するという考え方ではなく、県自らが、積極的に情報公開することを通して県の活動の要旨を広めていく（公開する情報の選定や範囲を県が主体的に先に発信する）ことを提案したい。

これらの意見を含め、委員会における検討の論点とすることとした。

4 改善案の実施に当たっての留意点

本報告で改善案として示したものについては、予算措置や組織体制の整備が必要なものもあるが、可能な限り速やかに実施することを望む。

また、改善案の実施にあたっては、各部局が各改善案の取組みに関して連携して効率的・効果的に行うとともに、住民が、県が保有する情報に対して、更に関心を持ち、利活用しようとする意識が生まれるような取組が行われることを期待する。

また、政府や他県の動向も踏まえ、不断の見直しを行って欲しい。

(別紙)

情報公開、提供の類型化とその対応

類型	テーマ	基本方針
<p>1 請求があったら公開する義務がある ＝開示請求権の保障 ※ 法律・条例に基づくもの</p>	<p>1 情報公開制度 〔関連テーマ〕 2 文書管理 ※ 情報公開は管理（保存）された公文書等を公開するため。また、保存期間満了後の文書の扱いということで、「3 歴史公文書の保存（保存面）」も関わる</p>	<p>・ 申請に対し、法令等に従って適正に情報を公開する。</p>
<p>2 請求とは無関係に法令上の公開義務がある</p> <p>（請求がなくとも公開・公表しなければならない）</p>	<p>① 公開義務違反がある場合、個人の権利利益に影響するおそれあり（訴訟で争われる可能性あり） 〔例：行政手続法の審査基準の公開（公表）義務〕</p> <p>② 公開義務違反があっても、それだけで個人の権利利益に関連しない 〔例：条例等にもとづく審議会の公開、行政事務に関する活動報告と報告書の公表〕</p>	<p>・ 法令等に従って、適正に情報を公開する。</p>
<p>3 任意的な情報提供 〔法的義務はない〕</p>	<p>① 政治的・行政的責任を果たすための情報提供 ※ 法的に義務付けられていなくても、県民のために積極的に行わなければならない情報提供</p> <p>② 行政サービス等としての情報提供〔例：生活情報の提供など〕</p> <p>③ 人等を引き込むためのプロモーション広報〔例：観光宣伝、イベント情報提供など〕</p>	<p>・ 政治的・行政的責任をしっかりと果たす観点で、適切に情報を提供する。</p> <p>・ コストにも留意しつつ、県民が求める情報をできる限り提供する。</p> <p>⇒広報施策（戦略広報会議で検討中）</p>
<p>4 その他（情報提供の手法）</p>	<p>9 記者発表による情報提供</p>	

第1章 情報公開（公文書の開示等）

1 制度等の概要

本県では、県政に対する県民の理解と信頼を一層深めるため、平成5年1月から「山形県公文書公開実施要綱」に基づき、県が保有する公文書の公開を実施してきたが、「公文書の開示を求める県民の権利とこれに応じる県の義務」を定めることにより「県政について説明する県の責務」が全うされ、「県民の県政に対する適正な評価の確保と参加の促進」を図るため、平成9年12月に「山形県情報公開条例」を制定し、それに基づき情報公開を行っている。

(1) 目的（第1条）

県の保有する情報を提供することにより、県民の県政に対する適正な評価を得て、県政への参加を促す。

(2) 実施する機関（第2条第1号）

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者、病院事業管理者、県が設立団体である地方独立行政法人（山形県・酒田市病院機構、公立大学法人山形県立保健医療大学、山形県公立大学法人（米沢栄養大学、米沢女子短期大学））

(3) 対象となる情報（第2条第3号）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、その他の記録媒体（※）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有するもの

（※） フィルム、コンピュータ用磁気テープ、FD、HD、ビデオテープ、録音テープ、録音ディスクなど

(4) 開示請求権者（第4条）及び実施機関の開示義務（第5条）

何人も、原則として実施機関が保有する全ての公文書の開示を請求可能（請求を受けた実施機関は、一定の不開示情報がある場合を除き、請求に係る公文書を開示しなければならない。）

(5) 不開示情報（第6条）

第1項

- ①法令秘情報：法令等により公にしてはならないとされている情報
- ②個人に関する情報：特定の個人が識別され得る情報
- ③法人等に関する情報：経営上のノウハウ等法人等の正当な利益を害するおそれがある情報
- ④公共安全維持情報：人の生命保護や犯罪の予防・捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報
- ⑤意思形成過程情報：審議等の途中で、公にすると混乱を生じさせる等のおそれがある情報
- ⑥行政執行情報：開示すると事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報
- ⑦国等関係情報：開示すると国や市町村との協力・信頼関係を損なうおそれのある情報

第2項

- 存否応答拒否：公文書の存否を明らかにするだけで、不開示情報の規定により保護される利益が侵害されることとなる場合がある情報

(6) 決定までの期間（第7条）

開示請求があった日から起算して15日以内に開示・不開示等を決定し、通知する。ただし、事務処理上の困難等がある場合は延長も可。

■開示方法・手数料（第10条）

1	公文書の閲覧・視聴	無料		
2	公文書の写しの交付			
	(1) 白黒コピー（1枚）	10円	(5) DVD+R（1枚）	160円
	(2) カラーコピー（1枚）	50円	(6) ビデオテープ（1巻）	190円
	(3) FD（1枚）	70円	(7) 録音カセットテープ（1巻）	150円
	(4) CD-R（1枚）	80円		

2 現状

(1) 開示・不開示の判断

情報公開条例、「条例の趣旨及び解釈」（部長通知）などにより判断する。

(2) 他都道府県の不開示情報

条例に規定する不開示情報については、他都道府県の条例の不開示情報と大きな違いはない。

(3) 28年度実績

【請求件数：652件】

決定等		件数	決定の割合
決定	全部開示	504	81.8%
	一部開示	110	17.9%
	不開示	2	0.3%
	小計	616	100.0%
	不存在	8	—
	取下げ	28	—
	計	652	—

※取下げの理由としては、対象公文書が存在しないことを確認した場合や、他の方法で取得できた場合などがある。

(4) 28年度における一部開示及び不開示とした理由の内訳（山形県情報公開条例第6条第1項及び第2項）

		不開示項目	件数	割合	備考
I	①	法令秘情報	2	1.8%	
	②	個人に関する情報	73	65.2%	
	③	法人等に関する情報	69	61.6%	
	④	公共安全維持情報	0	0.0%	
	⑤	意思形成過程情報	5	4.4%	
	⑥	行政執行情報	39	34.8%	
	⑦	国等関係情報	0	0.0%	
II		存否応答拒否	2	1.8%	不開示の2件が該当
		計	190		
一部開示と不開示の合計			112		

※「割合」は、(3)の一部開示と不開示の合計112件に対する割合。

※不開示項目の件数は、1件の請求について同じ項目が複数箇所あっても1件とカウントしている。

3 検証、見直しの視点

- (1) 不開示情報の基準
- (2) (運用) 不開示となっている情報の範囲とその考え方の検証
 - ① 法人等情報の具体的な範囲
 - ・ どのような情報の開示が、法人等の正当な利益を害することになるのか。(経営方針、取引先、技術、入札実績等)
 - ② 意思形成過程の範囲
 - ・ 審議会等でどの部分を開示すると意思形成に影響するのか。(委員の氏名、発言者の氏名、審議内容・結果、将来的な影響の観点)
 - ③ 行政執行情報の範囲
 - ・ どのような情報の開示が、事務・事業(将来の同種の事務・事業も含む。)の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるか。(業務委託の積算資料や用地補償の交渉経過等)
- (3) 開示対象情報
 - ・ 現在、開示対象としている文書以外に開示対象とするべきものがあるか。

4 検証結果

- (1) 不開示情報の基準
《考え方》
 - ・ 本県の情報公開条例に不開示情報として規定されている「法令秘情報」、「個人情報」、「法人等情報」、「公共安全維持情報」、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」については、他都道府県の情報公開条例でも規定されているが、「国等関係情報」は本県のほかは3道県しか規定されていない。
 - ・ 「国等関係情報」を規定していない都府県では、「意思形成過程情報」と「行政執行情報」の箇所において、国や他の地方公共団体等の意思形成過程や行政執行に支障を及ぼす場合は不開示情報としている。
 - ・ 東北他県では「国等関係情報」を規定しているところはなく、機関委任事務の廃止(平成12年)に合わせて「国等関係情報」の見直し(廃止)を行った模様であり、本県でも「国等関係情報」を積極的に残しておく理由はない。

【山形県情報公開条例第6条第1項第7号】

実施機関が保有する国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人(当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあつては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下「国等」という。)に関する情報又は国等からの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であつて、開示をすることにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

他都道府県の条例を参考に「国等関係情報」の廃止を含めた条例改正を検討。



《検証》

情報公開条例の一部改正（国等関係情報等）

① 状況

- 行政執行情報について、本県の条例は内容を1文で規定しているが、他県の多くの条例や情報公開法（国）では、項目を分けて不開示理由をより明確に規定している。（下記「法律、条例の比較」参照）
- 意思形成過程情報、行政執行情報に関し、本県の条例は、「県又は県が設立団体である地方独立行政法人」を対象としているのに対し、他県の多くの条例や情報公開法（国）では、「国の機関、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人」等を対象としている。（下記「法律、条例の比較」参照）
- 本県の条例では、国等の情報は、国等関係情報として別に項目を設けている。（下記「法律、条例の比較」参照）

② 検証

国等関係情報を廃止し、意思形成過程情報と行政執行情報に統合するメリット、デメリットについては、以下のようなことが考えられる。

（メリット）

- 不開示情報の項目が他自治体と同じレベルとなることにより、県民から他の自治体と比べて国等関係情報の分だけ不開示情報の範囲が広いのではないかとの疑念を持たれる可能性が軽減される。
- 行政執行情報を項目毎に分けて理由を示すことにより、県民から解釈により不開示の範囲が広げられるのではないかとの疑念を持たれる可能性が軽減される。

（デメリット）

- 特になし

③ その他

条例改正をした場合、行政執行情報が一般条項化しないかという点については、項目毎に不開示理由が明確化されるので、一般条項化が進むことはないと考えられる。

【法律、条例の比較】（他県条例の例として青森県の条例を掲載）

	山形県の条例	青森県の条例	情報公開法（国）
意思形成過程情報	県又は県が設立団体である地方独立行政法人の内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	国の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

行政執行情報	<p>監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、公営企業の経営その他の<u>県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務又は事業に関する情報</u>であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p><u>県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社</u>が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ホ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>	<p><u>国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人</u>が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p>
国等関係情報	<p>実施機関が保有する国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人(当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあつては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下「国等」という。)に関する情報又は国等か</p>	<p>(なし)</p>	<p>(なし)</p>

らの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であって、開示をすることにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの		
---	--	--

《検証結果》

[改善案]

- イ 「行政執行情報」を項目毎に分け、不開示理由をより具体的に規定する。
- 「国等関係情報」を削除し、「意思形成過程情報」と「行政執行情報」の対象に「国の機関、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人」等を加える。

(2) (運用) 不開示となっている情報の範囲とその考え方の検証

《考え方》

- 「法人等情報」、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」の開示・不開示の判断の参考としているものの例は次の表のとおりで、これも参考にしながら開示・不開示の判断をしている。
- 平成 24 年度から平成 28 年度までの実績を見ると、不服申立ては取下げを除けば 0 件である。平成 29 年度は 12 月末までに審査請求が 1 件、行政事件訴訟が 1 件出されているものの全体としての件数は少ない。
(※) 開示されたことによって不利益を被ったとして訴えられた例は過去にはない。
- 不開示情報は社会情勢の変化等により変わる可能性があるため、常に研究が必要である。

【開示・不開示の判断の参考例】

不開示項目	判断の参考例
法人等情報	<ul style="list-style-type: none"> • 営業秘密等、開示すると法人等の権利利益を害するおそれがないか • 生産技術上又は販売上の情報などで、開示することにより、法人等の事業活動が不当に損なわれるおそれがないか • 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業運営が不当に損なわれるおそれがないか • 法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれるおそれがないか
意思形成過程情報	<ul style="list-style-type: none"> • 行政内部で審議中の案件又は内容の確認を終了していない資料等で、開示することにより、県民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれがないか • 調査若しくは試験研究等の結果又は統一的に公にする必要のある計画、検討案等で、開示することにより、請求者等の特定のものに不当な利益又は不利益を与えるおそれがないか • 行政内部の会議、意見交換の記録等で、開示することにより、行政内部の自由闊達な意見又は情報の交換が損なわれるおそれがないか

	<ul style="list-style-type: none"> 意思形成過程情報と事実に関する情報を区別して、事実に関する情報を不開示情報から除外する必要はないか ⇒要検証
行政執行情報	<ul style="list-style-type: none"> 開示することにより、事務・事業を実施する目的を失わせるおそれがないか 開示することにより、経費の増大、実施時期の遅延など、事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないか 開示することにより、特定のものに不当に利益又は不利益を与えるおそれがないか 開示することにより、反復され、若しくは継続される事務・事業又は将来の同種の事務・事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないか

《検証》

意思形成過程情報の検証（「事実に関する情報」の取扱い）

① 状況

- 「事実に関する情報」は不開示情報から除外するという規定は、大阪府交野市の情報公開条例に規定がある。（下記「条例の比較」参照）
- 同様の規定は、本県を含め他の都道府県の条例や情報公開法（国）にはない。

② 検証

- 原則開示の立場ではあるが、事実であっても開示できない情報もあるものと考えられる。
- 大阪府交野市でも「事実に関する情報」を「既に公になっている事実」と解釈している。
- 本県でも情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえ、「客観的に事実として明らかになっている情報」については開示してきており、今後もその徹底のため、運用面での対応を検討する。（条例の改正は行わない。）

③ 対応

山形県情報公開・個人情報保護審査会の答申の事例にある「客観的に事実として明らかになっている情報」は引き続き開示していくほか、参考例にも載せる対応もしていく。

《検証結果》

「法人等情報」、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」以外のものも含めて、開示・不開示の判断については、今後も判例や、他都道府県の状況などの情報を収集し、適切な判断ができるように研究していく。

【条例の比較】（他県条例の例として青森県の条例を掲載）

	山形県の条例	青森県の条例	大阪府交野市の条例
意思形成過程情報	<p>県又は県が設立団体である地方独立行政法人の内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>実施機関内部又は実施機関相互における審議、協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。ただし、事実に関する情報は除く。</p>

(3) 開示対象情報

「第2章 文書管理」において、文書の定義や管理の方法（電子文書を含む）のあり方を検討した。

《検証結果》

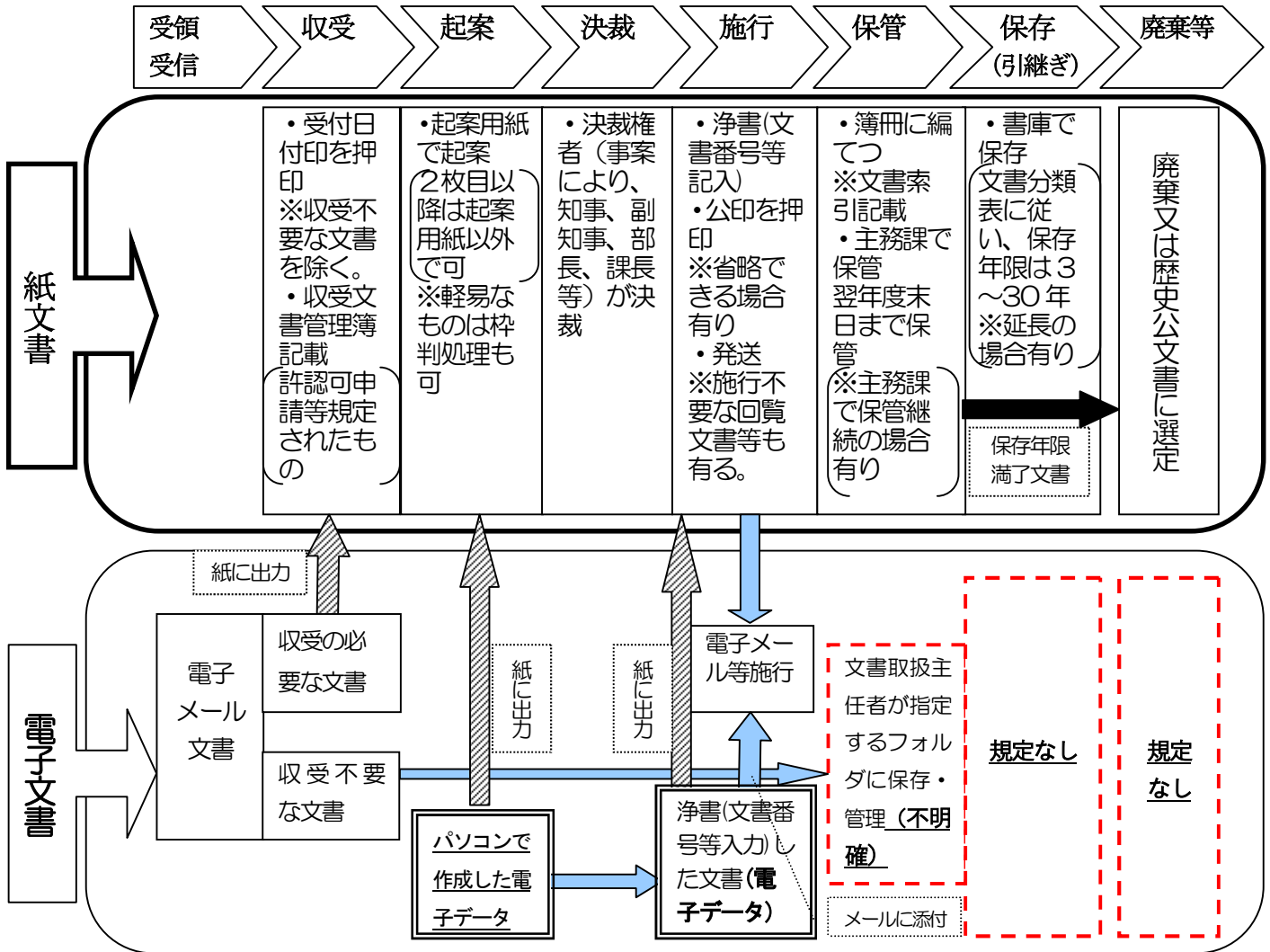
文書管理における「公文書」の定義を情報公開条例に統一する。

第2章 文書管理

1 制度等の概要

本県における文書は、山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号。以下「規程」という。）に基づき管理を行っている。現行の規程は、主に紙文書での管理を規定したものであり、電子メールを利用した電子文書については、「電子メール及び電子掲示板を利用した電子文書取扱要領」（平成28年3月学事文書課長通知。以下「要領」という。）に基づき管理している。

【主な文書事務の流れ】



2 現状

- 本県における文書の作成については、現行の規程において、事務処理は文書で行うことを原則とすると規定しているのみで、文書の作成範囲に係る具体的な規定等はない。
 なお、政府においては、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）第4条の規定により、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程等について文書を作成しなければならないとされている。
- 電子文書のうち電子メール文書については、要領に基づき、原則紙に出力して、当該紙文書を規程に基づき管理しているが、パソコンで作成した電子データや電子メールの具体的な保存場所、保存年限及び廃棄について明確ではない。
- 文書の保存年限については、規程第40条第1項において規定している。
 なお、直近の保存年限の延長率は、本庁書庫保存文書で約60%となっている。
- 本県で管理している文書簿冊数は、平成29年3月31日現在で、421,065冊であり、平成28年度における増加数は11,367冊である。（公文書管理支援システムより集計）。

3 検証、見直しの視点

文書管理に関する以下の視点について、政府の行政文書の管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の改正を踏まえ、本県においても検証、見直しを行った。

- (1) 公文書管理に関する条例の制定
 - ・ 公文書が県民共有の知的財産であることから、公文書の管理に関する条例を制定すべきか。
- (2) 規程で管理する文書の範囲
 - ・ 原則、紙文書で管理するという規定は妥当か。
- (3) 公文書と個人管理文書の区別の明確化
 - ・ 公文書と個人管理文書をどのように区別し、管理すべきか。
- (4) 新たな文書管理システムの導入
 - ・ 文書の管理について、新たな文書管理システムを導入すべきか。
- (5) 電子文書（データ）の取扱いのルール
 - ・ 電子メールなどの電子データをどの範囲で管理すべきか。
- (6) 文書（記録等）の作成義務と作成範囲の明確化
 - ・ どのような文書（記録等）を作成し、残すことが妥当か。
- (7) 保存期間の妥当性及び明確化
 - ・ 保存年限（基準）として、適切な期間が設定されているか。また、適切に判断できる明確な基準となっているか。
- (8) 廃棄する場合の判断
 - ・ 保存年限（基準）を踏まえた廃棄がなされているか。
- (9) 第三者機関の設置
 - ・ 政府の公文書管理委員会のような第三者機関の設置をすべきか。
- (10) 各部署におけるコンプライアンスのチェック
 - ・ どのような方法で文書管理におけるコンプライアンスのチェックをすべきか。

4 検証結果

- (1) 公文書管理に関する条例の制定

《考え方》

- ・ 公文書管理法が平成 21 年に公布、平成 23 年に施行され、この中で、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と規定された。
- ・ 現在、各都道府県では、文書管理規程を定め文書管理を行っているが、公文書管理法が公布されてから、6 都県において公文書の管理に関する条例を制定している。
- ・ 本県においても、文書管理については規程という訓令（知事が職員に対して発する命令）の形式で規定しているが、あくまでも内部規範の位置付けである。
- ・ 公文書が県民共有の知的財産であることに鑑み、さらに上位のルール化が必要となる。

《検証結果》

[改善案]

公文書管理法の趣旨に則り、本県においても文書管理に関する条例を制定する。制定にあたっては、下記の内容を基本とし、文書管理、歴史公文書等に関する専門家の意見を参考に検討するものとする。

- ① 行政文書（公文書）の管理（職員の文書作成義務を含めた管理の基本的事項）
- ② 法人文書の管理（県設立の地方独立行政法人の文書管理に関する基本的事項）
- ③ 歴史公文書等の利用、保存等（利用請求を含めた、歴史公文書の利用、保存等に関する基本的事項） ※ 公文書センターについては、第3章を参照
- ④ 公文書管理委員会（仮称）（公文書管理に関する各種諮問に係る調査審議を行う第三者機関の設置等についての事項）
- ⑤ 雑則（職員の研修に関する事項 等）

(2) 管理する文書の範囲（文書の定義）の見直し

《考え方》

- ・ 原則として、情報公開の対象となる「公文書」を管理していく必要がある。
- ・ 規程上の「文書」の意義と本県情報公開条例上の「公文書」の定義が異なる。
- ・ 約半数の都道府県は、公文書管理法第2条第4項における行政文書の定義（※）に準じた同自治体の情報公開条例における公文書の定義と統一している。

（※） 「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。

《検証結果》

[改善案]

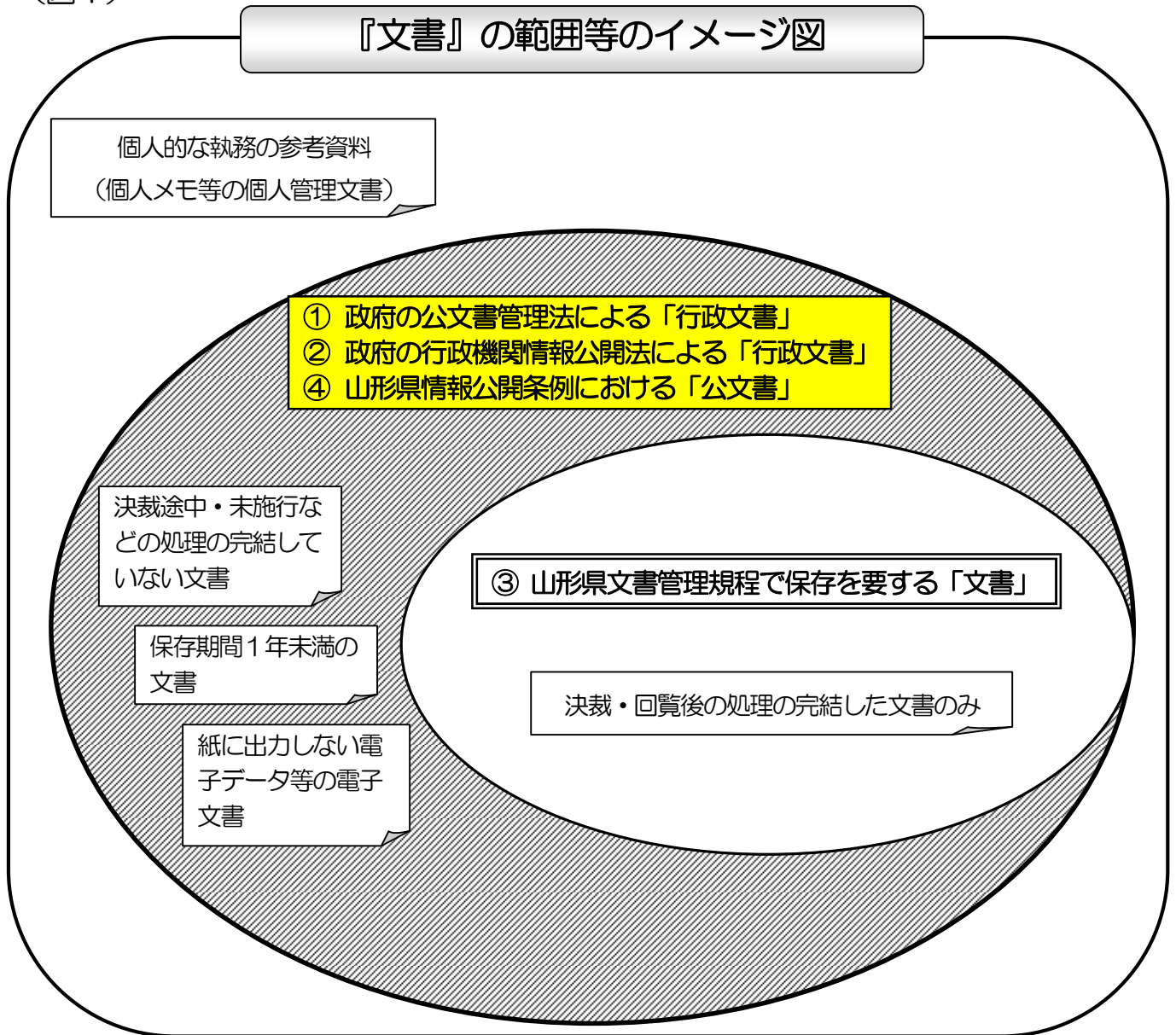
文書管理における文書の範囲を山形県情報公開条例で規定する「公文書」（公文書管理法における行政文書）と統一するため、公文書の管理に関する条例において管理する文書を「公文書」とし、その定義を情報公開条例で規定する「公文書」の定義に改める。（図1）

山形県情報公開条例で規定する「公文書」の定義（第2条第3号）

公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真その他情報が記録された規則で定める記録媒体（フィルム及び電磁的記録媒体）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- イ 一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧等の方法により情報が提供されているもの
- ロ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(図1)



(3) 公文書と個人管理文書の区別の明確化

《考え方》

- 公文書を適切に管理するため、公文書と個人管理文書の区分を明確にする必要がある。
- 政府では、改正ガイドラインにおいて、個人管理文書の具体例(※)を挙げ、公文書と区別している。

(※) 政府における「個人的な執務の参考資料」の具体例(政府の改正ガイドラインより)

- 職員が自己の執務の便宜のために保有している写し(正本・原本は別途管理)
- 職員が起案の下書きをしている段階のメモ(ただし、国政上の重要な事項に係る意思決定が記録されている場合などについては、行政文書として適切に保存すべき)
- 職員の個人的な手紙や個人的にツイッターに発信した内容が記録された媒体(組織的な広報活動として用いたツイッターは該当しない。)

《検証結果》

[改善案]

本県においても、公文書と個人管理文書を明確に区別できるようにする。
また、個人管理文書については、公文書と区別するため、保存方法について以下のとおりとする。

個人管理文書の種類	保存場所
紙文書	共用の書棚等には置かず、職員各自の机の周辺のみに置く
電子文書	適切にアクセス制限を行った個人用フォルダに置く

(4) 新たな文書管理システムの導入

《考え方》

- 政府の公文書の書き換えが問題となったことで、公文書改ざんを防止するための対策が必要とされている。
- 改正ガイドラインでは、電子文書の保存場所・方法について、電子文書を「共用の保存場所に保存する」とし、「電子文書の正本・原本は、文書管理システム等で保存し、文書の改ざんや漏えい等の防止の観点から、必要に応じ、適切なアクセス制限を行った上で保存する。」としている。
- また、改正ガイドラインでは、例として共有フォルダに保存することも挙げているが、本県の共有フォルダ内に保存されている文書は、アクセス権限を有する複数の職員が変更、削除できる状態であり、適切に管理ができない恐れがある。
- 本県の場合、文書管理システムは導入済みだが、保存できる電子文書は文書管理システムで作成した起案用紙等に限定されている。
- 管理する文書の範囲も拡大するため、事務効率の観点からもシステム導入の必要がある。

《検証結果》

[改善案]

文書管理システムを導入する。

<システムの概要>

- 1 電子文書原本及び紙文書の題名等の情報を、文書の作成から保存・廃棄・公文書センターへの移管までを通して管理するもの
- 2 文書の検索が容易にできるもの
- 3 起案から決裁までの経過（修正履歴）が記録されるもの
- 4 管理する文書データについて改ざんを防ぐことができるもの

※ 留意事項

- 文書の管理コストが極端に増大しないもの
- 職員の業務量（事務的負担）が軽減されるもの

<導入時期>

パッケージシステムを利用した場合、システム内容決定から2～3年程度で導入できる。

（スケジュール例）

平成 30 年度：国・他県システムその他パッケージシステム等の調査・検討

平成 31 年度：システム概要検討（庁内ワーキンググループによる検討）

システム内容決定・予算要求

平成 32 年度：システム発注

平成 33 年度：システム完成、規程の整備、マニュアル作成、研修

平成 34 年度：システム運用開始

(5) 電子文書（データ等）の取扱いの見直し

《考え方》

- 電子データ等の管理について、明確な規定がなく、管理が統一されていない。
- (2)の改正を踏まえ、電子文書も紙文書と同様の管理が必要となる。
- 政府の改正ガイドラインを踏まえ、各府省では規則を改正し、電子文書を共用の保存場所に保存するよう規定した。
- 本県でも、電子文書の保存期間、保存場所及び保存期間満了後の取扱いについて定める必要がある。
- (4)による新たな文書管理システム導入により、電子文書について適切な管理が可能となる。

《検証結果》

[改善案]

電子文書の保存期間、保存場所及び保存期間満了後の処理について、次のように見直す。

- ① 紙文書と同様に、文書分類ごとの保存期間を規程等で定める。
- ② 保存場所は、新たな文書管理システム内とするよう規程等で定める。ただし、システム導入前は紙に出力し、紙の公文書として管理する。

(6) 文書の作成義務と作成範囲の明確化

《考え方》

- 県民への説明責任を果たし、適正かつ効率的な行政運営を図るため、文書の作成義務を明確にすることが必要と考える。
- 本県の規程では、文書の作成義務について具体的な規定がなく、「事務の処理は文書で行うことが原則」とのみ規定している。
- 条例を制定している5都県のうち4県は、公文書管理法第4条（※）の本文に準じた規定を置き、文書の作成範囲について定めている。

（※） 行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

- (1) 法令の制定又は改廃及びその経緯
- (2) 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯
- (3) 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯
- (4) 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
- (5) 職員の人事に関する事項

- また、政府では、昨年末にガイドラインを改正し、内部の打合せや外部との折衝の記録の扱いなども定めた。
- 本県においても、政府や他県の規定を踏まえながら、公文書として作成しなければならない範囲を規定することが必要と考える。

《検証結果》

[改善案]

公文書管理に関する条例に公文書管理法に準じた文書の作成義務及び文書の作成範囲についての規定を置く。

(7) 文書の保存年限等の見直し及び(8) 廃棄する場合の判断

《考え方》

- 政府では、改正ガイドラインにおいて、公文書管理法第4条の規定により作成された文書は原則1年以上の保存期間を設定するとされ、保存期間を1年未満とすることができる文書の範囲を限定し、その類型を例示した。
- 本県の規程における文書の保存年限は、30年、10年、5年、3年、1年と規定されているが、保存を要する文書は「処理の完結した文書」のみと規定されている。
- 保存文書の類型について、本県は保存年限別に35類型を規定しているが、他の都道府県では、より具体的に定めているところも多くある。
- 本県においては例年、文書の保存年限を延長する割合が高い状況である。
- 上記(2)の見直しにより、決裁途中・未施行であるなど、処理の完結していない文書も保存を要する文書となることから、保存期間の起算日の明確化が必要となる。
- 政府の改正ガイドラインでは、「行政文書の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。」と規定している。

《検証結果》

[改善案]

ア (2)の検討による管理文書の範囲を拡大することに伴い、正本の写しや定型的な業務連絡などの長期間の保存を要しない文書も対象範囲に入るため、規程（現行30年、10年、5年、3年、1年の区分）に「1年未満」の区分を新設するとともに、その範囲については、政府の改正ガイドラインに準じて限定的に規定する。

イ 規程で規定する保存文書の類型は、他の都道府県に比べて少なく大まかであるため、他県の規定を参考に、より詳細に区分する。

ウ 文書の保存年限が満了した文書の保存年限を延長する割合が高い現状であるため、次のように見直す。

- ① 法令等で定められた保存期間に対応できない文書があるため、他の都道府県の規定を参考に、当該保存期間に対応できる規定を規程等に置き、整備する。
- ② 文書の保存年限を延長する主な理由は、「将来的に使用する可能性があること（廃棄不可）」であるため、文書の保存期間は原則最大30年とするが、業務上、常時更新等を要するものや継続して使用するなどの文書については、各課の状況も踏まえ、30年以上の保存も可能とできるよう「永年」の区分を新設して整備する。また、併せて、当該「永年文書」の保存の必要がなくなった場合における廃棄の規定を置く。
- ③ 現行の規程において、文書の保存期間の延長は各課及び出先機関の判断でできることから、一定の範囲の文書について延長するための文書主管課の承認手続を設ける。

エ 保存期間の起算日は、文書作成取得日の属する年度の翌年度の4月1日を原則とする旨の規定を置く。

(9) 第三者機関の設置

《考え方》

- ・ 政府では、公文書管理法第 28 条により「公文書管理委員会（※）」を設置し、各種諮問に係る調査審議を行っている。

※ 公文書管理委員会

所掌事務：

- ① 特定歴史公文書等の利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する異議申し立てに関する調査審議
- ② 公文書管理法の規定に基づく政令の制定又は改廃に係る調査審議
- ③ 各行政機関が文書管理規則を設け又は変更しようとするときの内閣総理大臣の同意についての調査審議
- ④ 国立公文書館等が特定歴史公文書等を廃棄する際の内閣総理大臣の同意についての調査審議
- ⑤ 国立公文書館等が利用等規則を設け又は変更しようとするときの内閣総理大臣の同意についての調査審議
- ⑥ 公文書等の管理について改善すべき旨の内閣総理大臣の勧告に関する調査審議

委員：7名（東京大学大学院教授2名、学習院大学大学院教授、学習院大学教授、一橋大学大学院教授2名、弁護士）

任期：2年（再選可能）

- ・ 平成 30 年 7 月現在、都道府県では、1 県（熊本県）のみが第三者機関を設置しているが、その他の都県においても、第三者機関の設置について検討を行っているところがある。（千葉県、東京都、福井県、高知県）

《検証結果》

[改善案]

他県の検討状況を踏まえ、本県においても公文書管理に関する各種諮問に係る調査審議を行う第三者機関を設置することとし、具体的には、（1）における公文書管理に関する条例の検討の中で検討を行う。

(10) 各部署におけるコンプライアンスのチェック

《考え方》

- ・ 政府では、改正ガイドラインにおいて、文書管理者が行政文書の作成及び保存についての点検を行うことや、監査責任者が行政文書の管理状況についての監査を行うことを定めた。
- ・ 各府省では、改正ガイドラインに準じ、文書管理者を各課長、監査責任者を各府省で選定した課の課長とし、点検・監査を行うこととした。
- ・ 本県では、コンプライアンスのチェックが主務課の文書取扱主任者に任せられている。
- ・ 職員の新規採用時に文書管理に関する研修は行っているが、職員各自の文書管理の実務にはばらつきが生じている可能性がある。
- ・ 人事院で、公文書管理法や各省庁で定める行政文書管理規則に反する不適正事案の処分について懲戒処分指針の改正を行った。

《検証結果》

[改善案]

- ア 国の点検項目例を参考に行政文書の作成及び保存についてのチェックリストを作成し、少なくとも毎年度1回、主務課の文書管理者（課長等）が点検を行う。
- イ 文書管理者は点検結果を監査責任者（学事文書課長）へ報告し、監査責任者は少なくとも毎年度1回、監査を実施することとする。
- ウ 職務段階毎に文書管理に関する研修を実施
- エ 不適正な公文書管理に対する懲戒処分等の検討

政府のガイドライン改正を踏まえ、本県において上記のとおり見直しを進めることとするが、今後の動向を踏まえ、さらなる見直しも行うこととする。

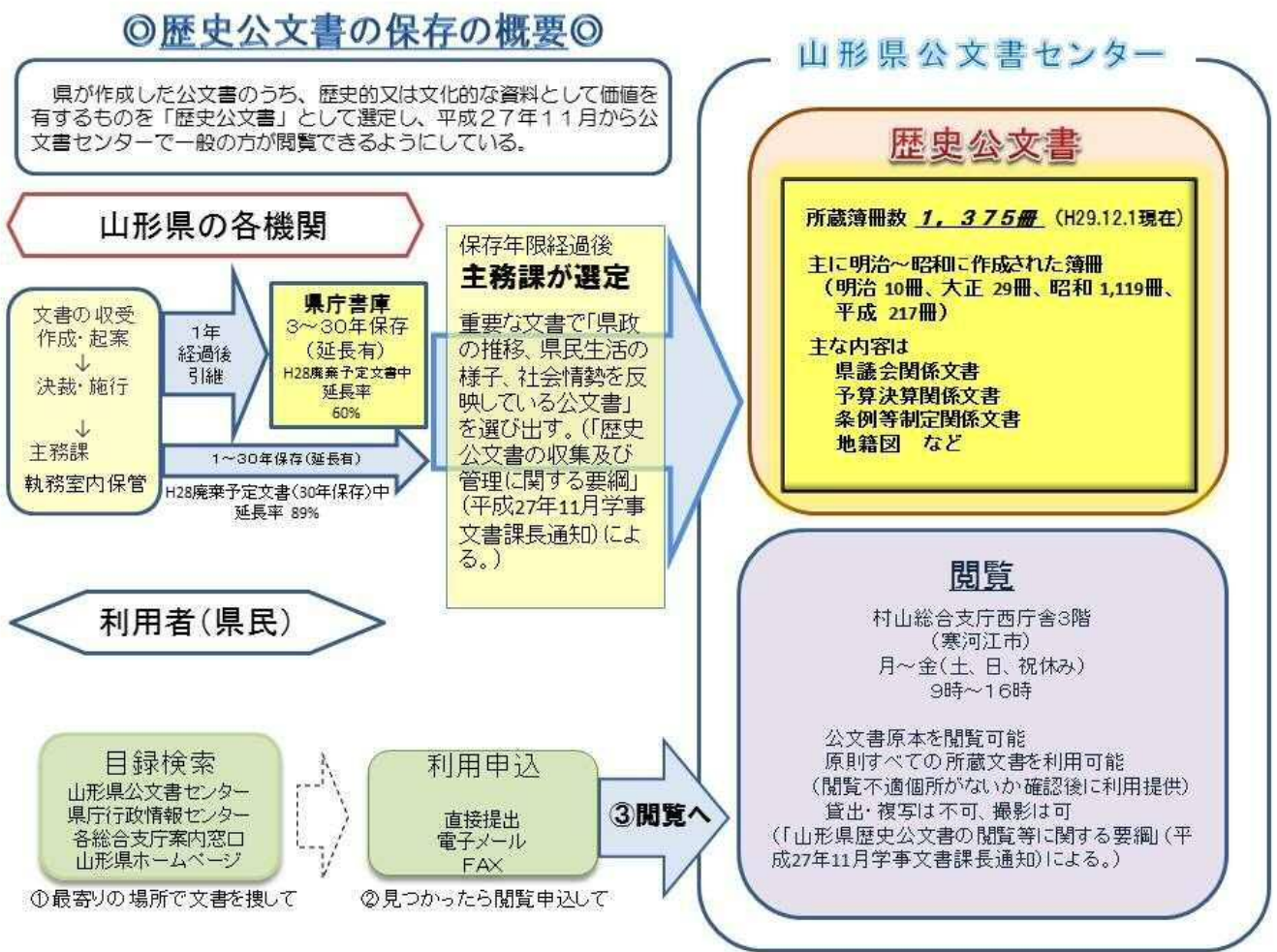
第3章 歴史公文書の保存

1 制度等の概要

・ 歴史公文書とは

保存年限を経過した文書で廃棄される文書のうち、歴史的又は文化的な資料として価値を有すると認めるもの。

本県の歴史公文書の選定は、「歴史公文書の収集及び管理に関する要領」で定められている「歴史公文書選定基準」（別紙）により文書を作成した課（主務課）が行っている。



・ 歴史公文書保存の根拠

公文書館法（昭和62年法律第115号）第3条

「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」

2 山形県公文書センターの現状

- 保存件数

平成 29 年 12 月 1 日現在所蔵数 1,375 冊
 平成 28 年度歴史公文書選定数 13 冊 (H27 34冊)

- 利用状況

年度	閲覧室利用者数(人)	閲覧者数(人)	閲覧冊数(冊)
H27	76	11	40
H28	92	18	53

- 他県との比較

所蔵数：近隣他県は、30,000 冊～70,000 冊
 選定数：近隣他県の平成 28 年度の選定数は、約 40～500 冊

【違い】：選定者（本県）主務課

（選定数の多い他県）専門職員

選定時期（本県）保存年限経過後

（選定数の多い他県）文書作成後できるだけ早い時期

※ 国では、文書作成後できるだけ早い時期に各行政機関で選定を行うが、
 その際に国立公文書館の専門職員が技術的助言を行っている。

東北各県公文書館等の状況

	青森県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
名 称	青森県公文書センター	宮城県公文書館	秋田県公文書館	山形県公文書センター	福島県歴史資料館
併設施設	県政情報センター	宮城県立図書館	秋田県立図書館	西村山地域振興局 (H31年度中に遊学館に移転予定)	—
公文書所蔵数 (H28年度末) 冊	1,235	38,856	73,471	1,362	48,876
年間収集数 (H28年度) 冊	40	370	511	13	178
面積(公文書館等部分) m ²	—	761.1	2,484.5	— ※336.15	1,757.98
職員数(H29年度)人	8(0)	9(3)	28(4)	1(0)	7(4)
備考	職員全員県庁総務学務課本務				指定管理

※ 職員数の()は、専門職員(学芸員等の資格を持ち国立公文書館研修等受講済者等)の数

※ 山形県の面積は、県史資料室(県史編さん資料を保存)と合わせた面積

※ 岩手県は、公文書館(センター)を開設していない。

(本県の歴史公文書の選定基準)

- ・ 現在の選定基準は、詳細の定めがないため、選定がしにくい場合もある。

(政府、他都道府県の選定基準)

- ・ 国の選定基準、他県の選定基準とも「30年保存」、「部長決裁以上」の要件は設けていない。
- ・ 本県より詳細な基準項目を定めているところも多い。

(本県の選定方法)

- ・ 主務課の裁量が大きく、作成から長期間経過した時点での判断となるため、判断にばらつきが生じたり、選定がしにくい場合もある。

(他都道府県、政府の選定方法)

- ・ 公文書管理法第5条第5項により、保存期間満了前のできるだけ早い時期に、保存期間が満了したときの措置(公文書館等への移管又は廃棄)を定めなければならないとされている。(以下「レコードスケジュールの設定」という。地方公共団体は努力義務(公文書管理法第34条))
- ・ レコードスケジュールの設定を行っている国、他県においては、行政文書ファイル(簿冊)毎に作成後速やかに保存期間が満了したときの措置を定めている。
- ・ 国では、選定権限は行政機関にあるが、選定を行う際に国立公文書館の専門職員が技術的助言を行っている。
- ・ 国、他県とも、専門職員やアーカイブズに関する研修を受けた者が選定に関わっている。

(本県の歴史公文書選定の運用状況)

- ・ 基準に適合していても、保存期間の延長等が行われ、歴史公文書に選定されていない。
- ・ 延長の主な要因は、「将来的に使用する可能性があること(廃棄不可)」

3 検証、見直しの視点

(1) 選定基準等の妥当性

- ・ 適切に選定ができる明確な基準となっているか。

(2) 選定時期・主体の妥当性

- ・ 保存年限終了後に主務課の判断で選定する方法は適切か。

(3) 適正な運用の確保

- ・ 基準に適合した文書が確実に選定されているか。

(4) 利活用の促進

- ・ 利用者を増加させたり活用を促す取組が必要ではないか。

(5) 所蔵数の妥当性

- ・ 所蔵数が他県に比べて少ないのはなぜか。

4 検証結果

(1) 選定基準等の妥当性

《考え方》

- ・ 本県の歴史公文書の選定基準については、選定する者が選定しやすいようにするとともに、公文書管理法の趣旨にのっとり、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責任が全うされるようにする視点から見直しが必要。

- ・ 国、他県とも選定に「30年保存」、「部長決裁以上」の要件は設けておらず、選定数が少ない原因となっていると考えられる。
- ・ 本県の選定基準においては、「重要なもの」の範囲が規定されておらず不明確な項目がいくつかあることから、選定すべきものが選定されない恐れがある。
- ・ 歴史公文書に選定することとされている項目（以下「選定項目」という。）で、他県で多く選定項目とされているが、本県では選定項目となっていないものがある。

《検証結果》

[改善案]

ア 本県の歴史公文書選定基準の基本方針に掲げる項目は、国の基準に準じ、次の項目とする。

(1) 県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

(2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

(3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

(4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

「30年保存」、「部長決裁以上」の要件は削除する。

イ 選定項目のうち、範囲が不明確な項目について、説明又は具体例を記載する。

ウ 選定基準は、専門家の意見を聞いて作成する。その検討に当たっては、レコードスケジュール制度を採用している各県の状況等を参考とし、選定項目を決定する

本県にはないが、他県の選定基準に設けられている「公共事業に関する項目」等については、他県での収集・利用状況を調査し利用ニーズが高いもの、山形県として後世に残すべきものについて項目を追加する。

(2) 選定時期・主体の妥当性

《考え方》

- ・ 文書作成時の主務課が文書の内容を最も理解していると考えられることから、主務課が保存期間満了前のできるだけ早い時期に判断することで、文書の内容を正確にとらえた適切な選定がより効率的にできると考えられる。
- ・ 選定の権限が主務課のみにあると、歴史公文書とすべき文書が選定されずに廃棄されることを防ぐことができないため、学事文書課（公文書センター）等専門知識を有する者も選定に関する関与が必要。
- ・ 適切な選定を行うためには、アーカイブズ学に関する専門知識を持つ者が関与することが望まれる。（知識やノウハウの継続性を保つ配慮も必要）

《検証結果》

[改善案]

ア 保存期間満了前の、できるだけ早い時期にレコードスケジュールの設定を行う。

イ レコードスケジュールの設定などの際には、専門知識を持つ者が技術的支援などの関与を行う仕組みとする。

ウ 職員をアーカイブズに関する研修に派遣し、専門知識を持つ職員を育成する。

(3) 適正な運用の確保

《考え方》

- ・ 歴史公文書の選定基準に適合していても、保存期間の延長等が行われ、歴史公文書に選定されていないことから、保存期間の延長の運用が適切に行われるようにしなければならない。

《検証結果》

[改善案]

第2章 文書管理3（8）における検討により、文書の保存期間の延長を常に参照しているものなど真に必要なものに限定する。

(4) 利活用の促進

《考え方》

- ・ 歴史公文書について、現在、県のホームページに目録を掲載し利用案内を行ったり、「山形県県史だより」で所蔵資料を紹介するなどのPRを行っている。しかしながら、学校等に対するPRなどは行っておらず、利用数が少ない状況。
- ・ 利用数が少ない要因としては、所蔵数が少なく活用できる資料が少ないこと、公共交通機関のアクセスが不便な立地であることが考えられる。
- ・ また、活用できる資料が少ないために、他県の公文書館等では実施している展示や講座、デジタルアーカイブの構築等利活用を促進する活動は行っていない状況。
- ・ こうした状況を踏まえ、所蔵する歴史公文書の充実を図った上で、利活用を促進する活動を実施することも必要。
- ・ 公共交通機関によるアクセスについては、山形市内の市街地にある遊学館（山形県生涯学習センター、山形県男女共同参画センターチェリア、山形県立図書館の複合施設）内に移転の予定であることから、改善される見込みである。

《検証結果》

[改善案]

ア 歴史公文書の保存、整理を進めて、利活用に適した資料を増やし、電子化してホームページに掲載するなど利活用できるようにしていく。

イ 利活用できるよう整備した資料は、ホームページや「山形県県史だより」による広報の他、学校等へPRし学習活動での利用に供していく。

(5) 所蔵数の妥当性

《考え方》

- ・ 本県は、明治44年の大火により県庁舎が焼失しており、明治期の文書が少ない。
- ・ 他県においては、永年保存文書や30年保存文書等を一定期間経過後、保存期間満了前に公文書館に移管しているところもある。
- ・ 本県は、保存期間経過後に主務課において、今後業務上利用の見込みがなく保存の延長をしないこととしたもののなかから選定した歴史公文書のみ所蔵しており、所蔵対象範囲が狭いと考えられる。
- ・ 本県では、選定基準で全て歴史公文書として選定することとしている地方自治法施行以前に作成された文書についても、今後参照の可能性のある等の理由により歴史公文書となっていない文書もある。

《検証結果》

[改善案]

- ア 公文書センターが遊学館に移転し県庁舎と近くなることも考え、一定期間経過したものは、歴史的文書の活用の観点から、積極的に歴史公文書に選定することをすすめていく。
- イ 所蔵数を増やし、利活用を促進し、今後の所蔵数の増加も見込んだ上で、人員体制を整え、新たな候補地の選定をした後に、地方自治法上の「公の施設※1」（公文書館法上の「公文書館※2」でもある。）への転換を図る。

本県の地方自治法施行以前の文書の保存状況（平成29年末現在）

作成時期	歴史公文書冊数	書庫保存文書冊数
明治	10	183
大正	29	415
昭和（～22年度）	150	2,672
計	189	3,270

※1 地方自治法（抄）

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 — 略 —

※2 公文書館法（抄）

（公文書館）

第4条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第5条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

附 則 抄

1 — 略 —

（専門職員についての特例）

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

第4章 事故・事件が発生した場合の公表

1 制度等の概要

現在、本県において、事故・事件が発生した場合の公表については、統一的な基準はない。
なお、職員の執務参考資料である「パブリシティの手引き」において考えや判断基準の設定をすべきことを規定している。

【参考】「パブリシティの手引き」(抜粋)

第5 緊急時における報道対応

(2) 情報提供すべきかどうか迷ったら

県は、持っている情報を県民に提供する責任があるという認識で判断しましょう。

行政の都合ではなく、県民の立場で考えることが必要です。

情報提供すべきか迷っているうちに、ほかから情報を入手した報道機関が取材に入ったり、誤った情報が流れて混乱に拍車がかかったりすることもあります。発表が後手に回って対応のまずさを指摘されるよりは、的確に発表して情報を整理したほうが賢明です。

情報提供すべき事項についての考え方はおおむね次のとおりです。

- ① 県民の生活や健康への影響が懸念され、広く注意を喚起する必要がある事項
- ② 公の施設や行政サービスに関することなど、公共性の観点から公表すべき事項
- ③ 公務への信頼性を確保し、行政の説明責任を果たすために公表すべき事項（職務上の事故、トラブル、不祥事など）
- ④ 県民生活に直接影響がなくても、県民（報道機関）の関心が高いと思われる事項
- ⑤ まれにしか起きないような事故、初めて発生した事件・事故などニュース性があるもの
- ⑥ その他、全国的な社会現象になっていることに関する事項等

(3) 情報提供についての判断基準の設定

緊急時には、さまざまな対応について短時間のうちに判断する必要に迫られます。報道対応について迅速に判断するためには、(2)に例示したような考え方に沿って、想定される具体的なケースに応じて、公表すべき事項やその公表内容についての判断基準をあらかじめ定めておくことが有効です。このことは、責任者が不在の場合に代行者が判断する際や予想外の事態が発生した場合の判断のよりどころとしても役に立ちます。

なお、判断基準を設定する際には、次のようなことに留意する必要があります。

- ① 公表について法的な制約がある事項の取り扱い（個人情報保護条例における収集・利用・提供の制限など）
- ② 公表しようとする事項について、国や市町村など関係する機関がある場合の事前調整

2 現状

- ・ 所管課による公表基準（以下「個別基準」）の整備は24となっている。
- ・ 個別基準がない事案の公表については、発生時に県民への影響や関心度、過去の事例等を参考に、事案ごとに判断している。

3 検証、見直しの視点

- (1) 公表する事項についての現在の考え方の妥当性
- (2) 個別に基準が必要な事故・事件の種類
- (3) 現在の個別基準の内容と運用の適正性

4 検証結果

- (1) 公表に当たっての基本理念の設定等

- ① 基本理念

事件・事故に関しては、積極的に公表する。

- 「県には、持っている情報を県民に提供する責任がある」との認識の下、県民の立場で知りたい情報、県民が知っておくことが有益な情報、及び県としての責務を果たす必要がある情報を積極的に公表する。
- 積極的に公表を行いつつ、公表時点における非公開情報については、例外的なものであることを明確にする。

- ② 非公開情報等の整理

基本理念の下、必要最小限の非公開情報等を定める。

- 非公開情報は、必要最小限にとどめ、例示を行うことにより、できる限り具体的に分かりやすく定める。

【非公開情報の例】

- ・ 山形県情報公開条例第6条第1項に規定する不開示情報

※例

- ・ 試験の出題ミスにおける試験問題の作成過程（当該事務や将来の同種の事務の適正な実施に支障がある部分）
- ・ 食の安全にかかわる事件における企業のノウハウに関わること（県民の生命・財産の保護など公表の目的に関わらない部分）

※ガイドライン（後述）も、他の検証テーマ「第1章 情報公開（公文書の開示等）」、「第7章 会議等の公開」との整合性を図る。

- また、公表するに当たって配慮が必要な事項を例示する。

【配慮事項の例】

- ・ 係争中の案件
- ・ 関係者の同意（被害者、利害関係者など公表する情報に係る当事者との調整）

(2) ガイドラインの策定及び個別基準の策定が必要な事案の整理

① ガイドラインの策定

積極的な公表を推進するため、ガイドラインを策定する。

- 個別基準策定の実効性の確保、県としての統一的な取扱いを図るため、基本的な考え方、公表に当たっての判断基準となるガイドラインを策定する。

【ガイドラインの内容】

- ・ 公表主体、公表時期と方法、公表内容（非公表とする情報の例示を含む）、公表に当たっての手続き、公表に当たっての留意事項等
 - ※ ガイドラインには最低限の項目や内容を掲げ、ガイドライン以上の公表を妨げない。

- 個別基準を策定していない事案が発生した場合には、ガイドラインを参考に公表を行う。

【ガイドラインの機能】

- ・ 個別基準がない場合の考え方や対処手順等を示した指針
- ・ 既存の個別基準に対する補完機能
- ・ 新たに個別基準を作成する際の指針

② 個別基準の策定が必要な事案の整理

これまでの公表実績、緊急性、県民への影響度などを踏まえ、個別の公表基準が必要な事案を整理する。

- 県民の生活や健康への影響が懸念され、広く注意を喚起する必要がある事項
 - ・ 食に関する事項、感染症、環境汚染、災害、インフラ関係
- 公務の信頼性を確保し、行政の説明責任を果たすために公表すべき事項
 - ・ 職員の不祥事、県有施設における事故、職務上の誤り
- 公の施設や行政サービスに関する事など、公共性の観点から公表すべき事項
 - ・ 県に管理監督責任がある組織（出資法人・指定管理者）・施設での事故

(3) ガイドラインを踏まえた検証

ガイドラインを踏まえ、既存の個別基準の運用、内容等について、検証・見直しを行う。

- 県として、統一的な取扱いとするため、ガイドラインに沿った内容となっているかを確認し、必要な場合は見直しを行う。

《検証結果》

[改善案]

- ・ ガイドラインを策定（ガイドライン案は、（別紙）のとおり）
- ・ これまでの公表実績、県民への影響度などを踏まえ、個別基準が必要な事案を整理
- ・ ガイドラインを踏まえ、既存の個別基準の運用等について検証・見直し

事故・事件の発生時における公表に関するガイドライン（案）

1 目的

本ガイドラインは、事故・事件の発生時における公表に関する基本的な考え方や公表に当たっての判断基準等を示すことにより、事故・事件の積極的な公表を推進することで、県民に対する説明責任を果たし、もって県政に対する県民の理解と信頼を深めることを目的とする。

2 基本理念

社会に影響を与えた、又は与えると予想される事故・事件や直接的な影響を受ける県民がいる事故・事件、県に直接的な損害が発生している事故・事件が発生した場合は、迅速かつ正確に被害の拡大や二次被害の防止等に資する情報を公表し、被害や混乱の拡大を最小限に止めるとともに、県民に対して当該事故・事件の発生状況や被害状況、再発防止策等を丁寧に説明するなど、県が十分に説明責任を果たす必要がある。

このため、県は、「持っている情報を県民に提供する責任がある」との認識の下、事故・事件が発生した場合は、県民目線に徹しながら積極的に公表するものとする。

なお、事故・事件が発生した際は、本ガイドラインを参考に公表方法や公表内容等について判断し、対応することとするが、既に個別事案に係る公表基準を策定している場合は、本ガイドラインと整合性を図ったうえで、当該基準に従い公表するものとする。

3 公表すべき事故・事件の種類

所管部局等は、発生した事故・事件が、以下の①～③のいずれかに該当する場合は、原則として当該事故・事件を公表するものとする。

なお、公表に当たっては、県の説明責任や管理監督責任等について十分考慮の上、できるだけ積極的に公表するものとする。

① 社会に影響を与えた、又は与えると予想されるもの

直ちに県民に影響が及ぶわけでないが、状況によっては将来に危険性が予測されるもの、県職員や県の事業・施設に関する事故・事件等が該当

- ・ 県民の安全・安心を脅かす事案
- ・ インフラやライフライン等に支障が出る事案
- ・ 県民の関心度が高い事案（県事業、施設及び職員に関する事故・事件）

② 直接的な影響を受ける県民がいるもの

県民の生命・身体・財産に影響を与えた場合や、県民の生活に影響を与えた場合が該当

③ 県に直接的な損害が発生しているもの

県の管理する人員や資産に関して損害を与えた場合が該当

【公表すべき事故・事件の例示】

- ① 社会に影響を与えた、又は与えると予想されるもの
 - ・ 災害
 - ・ 台風の接近や大雨警報等
 - ・ テロ攻撃
 - ・ 感染症の発生
 - ・ 食品衛生上の危害の発生（食中毒や異物混入等）
 - ・ 家畜伝染病の発生（高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等）
 - ・ 熊による人身事故
 - ・ 水質汚染や濁水等による広域水道の給水制限
 - ・ 県有施設の利用制限（指定管理者等の管理運営施設を含む）
 - ・ 大量の油の漏洩（県民生活に影響があるもの）
 - ・ 危険な特定外来生物の確認
 - ・ 県ホームページの一時停止
 - ・ 県広報誌の掲載情報の誤り
 - ・ 産業廃棄物の不法投棄
 - ・ 職員の非違行為

- ② 直接的な影響を受ける県民がいるもの
 - ・ 県立学校での児童・生徒への暴行やいじめ
 - ・ 県立病院の医療事故
 - ・ 県有施設での人身事故（指定管理者等の管理運営施設を含む）
 - ・ 県税の誤徴収
 - ・ 県等が保有する個人情報の漏洩

- ③ 県に直接的な損害が発生しているもの
 - ・ 積算誤り等による落札決定の取消し（工期の遅れによる供用開始の延期等）
 - ・ 県有施設の破損、倒壊（指定管理者等の管理運営施設を含む）
 - ・ 指定管理者や委託業者の法令又は契約等の違反による契約解除等
 - ・ 算定誤りによる国庫補助金の返還
 - ・ 公金や備品等の盗難、紛失
 - ・ 職員に対する暴行

4 公表方法

事故・事件に関する業務又は事故・事件を起こした職員を所管する部局等（以下「所管部局等」という。）は、事案の重大性や緊急性等、事故・事件の性質に応じて、以下の①～④のいずれかの方法により報道機関へ公表するとともに、併せて県ホームページにも掲載するものとする。

- ① 知事記者会見
- ② 部局長等による記者発表
- ③ 記者クラブへの資料提供（プレスリリース）
- ④ 知事談話（知事コメント）

なお、県民や報道機関の関心が高いと考えられる事故・事件が発生した場合には、各社の取材が相次ぎ、取材への対応が困難になったり、混乱が起きる可能性がある。そのような事態が予想される場合には、各社一斉に情報を提供できる部局長等による記者発表を実施するなど、効率的かつ効果的な取材対応をするよう留意するものとする。

また、大規模災害、テロ攻撃、重大事故・事件等、県民の安全・安心を脅かすような事態に際しては、適切な広報媒体を活用して、迅速かつ正確な広報に努めるものとする。

5 公表時期

- (1) 公表に当たっては、事故・事件の詳細を把握できない場合であっても、速報性を優先し、その時点で把握している事実について、原因等を調査中である旨も含めて、できるだけ速やかに「第1報」として公表するものとする。
- (2) 第1報の後に把握できた詳細な内容、状況の変化や対応策の決定・実施等については、第2報、第3報として継続的に公表を行うことにより、県民に不安や混乱を生じさせるような事態を極力回避するよう努めるものとする。

6 公表内容

公表内容は、以下の①～⑥を基本とし、事故・事件の性質に応じて、所管部局等が決定するものとする。

- ① 概要
- ② これまでの経緯
- ③ 原因
- ④ 今後の対応
- ⑤ 再発防止策
- ⑥ 所見・見解

なお、第1報として事故・事件の発生そのものを速やかに公表する場合は、不明・未定の項目があっても、速報性を優先し、当該項目を除いて公表することができるものとする。

7 非公表

次に掲げる情報については、削除若しくは一般化して公表することができる。ただし、非公表とした情報についても、公表できるようになった時点で公表するものとする。

① 公表することで被害者や利害関係者等に不利益をもたらすおそれがある情報

【例示】

- ・ 児童生徒の自殺など生命等に係る事案で、家族が公表を望まない意思を示している
- ・ 公表が被害者の心理的圧迫となるおそれがある
- ・ 制度の悪用等、公表することで模倣犯が出るおそれがある

② 公表することで捜査や裁判等に支障を来すおそれがある情報

【例示】

- ・ 第三者が関係する職員の収賄、不正行為等で証拠隠滅のおそれがある
- ・ 犯人の身柄が拘束されておらず、公表することで逃亡のおそれがある
- ・ 先行する裁判に関係する事案であって、公表が裁判に支障を来すおそれがある

③ 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第6条第1項に規定する不開示情報

第5章 災害が発生した場合の公表

1 制度等の概要

(1) 被災状況の公表

① 災害の定義

「災害」とは、山形県防災基本条例（第2条）に定める、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により生ずる被害」をいうものとする。

② 災害に関する情報の収集及び公表

本県では、県内で災害が発生した際に、その発生状況や被災状況等に関する情報を収集、取りまとめるうえ、国（消防庁）への報告、関係機関への伝達及び公表を行っている。（災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）（※1）、「防災基本計画」（※2）、山形県地域防災計画（※3））

国への人的被害の報告は、死者、行方不明者、重傷者及び軽傷者の人数を報告しており、死者及び行方不明者の定義は下表のとおり。（※4）

区 分	定 義
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者

③ 安否情報の提供

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法に第86条の15が追加（平成25年6月21日施行）され、被災地方公共団体による安否情報の収集の円滑化を図るための被災者の個人情報に関する規定が設けられ、都道府県知事又は市町村長は、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができることとされている。（※5）

回答に当たり提供できる情報は、下表のとおり照会者により異なる。（※6）

照会者	提供できる情報
○ 同居の親族	○ 被災者の居所 ○ 負傷、疾病の状況（生死の別を含む） ○ 連絡先 ○ その他安否の確認に必要と認められる情報
○ 同居以外の親族 ○ 勤務先の関係者等	○ 負傷、疾病の状況（生死の別を含む）
○ 友人、知人等	○ 安否情報の有無

※ 照会者の本人確認にあたっては、運転免許証等を徴して行うこととなる。

「山形県地域防災計画」には、「県・市町村は被災者の安否について住民等から照会があったときは、災害発生直後の緊急性の高い救助活動等に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める」旨が規定されている（※7）。

また、「DV被害者等が含まれる場合の当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める」ものとされている。

(2) 行方不明者等の個人情報の公表に係る政府の見解

災害が発生した場合の行方不明者等の個人情報の公表に関する公益性や公表の範囲等の判断は、国では規定がなく、各自治体の判断に委ねられている。

（平成30年4月の参議院災害特別委員会で、災害犠牲者の氏名公表について、「国が何らかのガイドラインを設けるべきではないか」との質問を受けた小此木防災担当相は「都道府県、市町村、警察の間で協議をし、対応を定めてもらう」旨答弁している。内閣府は「各自治体が個人情報保護条例などを踏まえて判断する」としている。）

(3) 「山形県個人情報保護条例」との関係

条例では、原則として、実施機関は個人情報を取り扱う事務の目的以外のために、個人情報を実施機関以外に提供してならない（第6条第1項）となっているが、生命、身体などの保護に必要な場合で緊急かつやむを得ない場合は、個人情報を取り扱う事務以外の目的のために個人情報を第三者に提供することができる（同項第4号）、とされている。

また、同条例に基づく提供制限の例外事項として、山形県個人情報保護運営審議会からは、「社会的関心が高い等県民に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、報道機関に対し個人情報を提供することができる」旨の答申がなされている。

なお、災害発生時における行方不明者等の個人情報を公表することが妥当な災害等の範囲など、提供に関する具体的規定はない。

2 本県の取扱いの現状

(1) 本県における災害発生時の被災状況（人的被害）の公表状況

- ① 平成25年大雨災害では、行方不明者の人数、市町村名のみを公表
- ② 冬季間の雪下ろし・落雪事故等の発生状況については、事故発生日、市町村名、性別、年齢、区分（重傷、軽傷、死亡の別）・けが名、原因等を公表

(2) 安否情報の提供

本県では、被災者の安否について住民等から照会があったことがないため、安否情報を回答した実績がない。

3 他県の状況

都道府県が被災者の氏名を含む個人情報公表した主な災害は下表のとおり。

災害名	発生日月	県名及び対象
東日本大震災	平成23年3月	岩手県（死者・遺族の同意あり） 宮城県（避難者・本人の同意あり） 福島県（避難者・本人の同意あり）
平成28年台風第10号	平成28年8月	岩手県（行方不明者・家族の同意あり）
九州北部豪雨	平成29年7月	大分県（死者・遺族の同意あり）
本白根山噴火	平成30年1月	群馬県（死者・遺族の同意あり）

※ 詳細は別添「都道府県が被災者の氏名を含む個人情報公表した主な災害」のとおり

〈鳥取県の例〉

都道府県で唯一、災害時の個人情報の提供について規定がある鳥取県の例では、県地域防災計画に災害時における個人情報の取扱方針を定めているが、公共性との関連等ケースバイケースで対応するもののため、最終的にはその都度判断することとしている。

鳥取県地域防災計画（災害応急対策編（共通）第3部 情報通信広報計画 第3章「災害情報の収集及び伝達」）

2 県の災害時における個人情報の取扱方針

(2) 提供

ア 原則個人が特定される情報は提供しない。

イ 報道及び第三者に対しては、県が収集した情報に個人を特定するものが含まれていても、個人が特定されない範囲でのみ提供する。

ウ 大規模災害においては、個人情報の保護よりも公益が上回る場合は、報道及び第三者に対しても、個人が特定される情報を提供するものとするが、その場合であっても、個人情報の保護に十分配慮し、必要最低限の情報を提供するものとする。

（個人情報の保護よりも公益が上回る場合）

大規模災害により、死者又は意識不明者で身元の確認ができない者が発生した場合に、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、家族等の安心や本人の生命、身体及び財産の保護に資する場合

4 検証、見直しの視点

(1) 県が個人情報を公表することが妥当な災害等の範囲

- ・ 災害の規模、状況、必要性（公益性と個人情報保護のバランス）など

(2) 公表する個人情報の範囲

- ・ 氏名、性別、年齢、住所など

(3) 関係機関との調整

- ・ 市町村、消防、警察など

(※ 死者、「所在不明となり、かつ、死亡の疑い」がある行方不明者、負傷者のほか、当人と連絡が取れず安否が分からない者（「安否不明者」等と報道される）及び避難者を含めて、「被災者」として検討することとする。）

5 検証結果

(1) 県が個人情報公表することが妥当な災害の範囲

《考え方》

- ・ 県、市町村は、山形県地域防災計画において、「死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。」と規定されている。
- ・ 一方、都道府県は、前述のとおり「防災基本計画」において、人的被害の数（死者・行方不明者・重傷者及び軽傷者をいう。）について、一元的に集約、調整を行うこととされており（※2）、これは、県の役割としては県域における被災状況を取りまとめ、公表することが想定されているものである。
- ・ このため、県が被災者の個人を特定し得る情報を公表することが妥当な災害等の範囲としては、東日本大震災を念頭に、災害規模、被害範囲、被災者及び避難所の設置状況等を勘案して判断する必要がある。

《検証結果》

[改善案]

- ・ 県が個人を特定し得る情報を公表することが妥当な災害等の範囲としては、宮城県の公表例を参考として
 - ① 大規模な災害であり、かつ
 - ② 県内の複数の市町村域にまたがる広範な被害が生じ、多数の被災者が発生するとともに、
 - ③ 県内の複数の市町村に指定避難所が設置され、当該市町村域以外の住民や旅行者等が多数避難している場合、とする。
- ・ 上記の場合において、広域的な安否確認の手段として避難者個人が特定し得る情報を公表することは有効である。

(2) 公表する個人情報の範囲

《考え方》

- ・ 災害等による人的被害の数については、2(1)に記載のとおり、現行の被災状況等の公表において、個人が特定されない情報を県が取りまとめて公表している。災害発生時における県民への発信情報としては、発生状況、措置概要、注意喚起、今後の防災上の教訓等が内容として適切であり、個人を特定し得る情報を公表する必要性は低いと考えられる。
- ・ 上記(1)「県が個人情報を公表することが妥当な災害の範囲」に記載のとおり、県が広域的な安否確認の手段として県域における広域的避難者情報を取りまとめて公表する意義は大きい。
- ・ 県は、市町村、消防、県警察等の関係機関（以下「市町村等関係機関」という。）との連携において公表すべきものを検討する。
- ・ 個人情報は、一度公表されると回復できないものであることから、公表にあたっては避難所の設置者である市町村が、避難者本人からの同意を得たことを確認する必要がある。
- ・ 火山災害等、災害の状況によっては、行方不明者等の家族から公表の依頼または同意がある場合も想定されるため、その場合の公表について検討する。

《検証結果》

[改善案]

- ・ 災害発生時における死亡者、負傷者、行方不明者等の情報は、被災日、市町村名、性別、年齢、区分、原因等の個人が特定されない情報を公表することとし、原則として、個人を特定し得る情報は公表しないこととする。
- ・ 広域的な安否確認のため、避難所設置者である関係市町村が先に避難者本人からの同意を得て公表した避難者に係る氏名、住所、年齢等の個人を特定し得る情報を公表することとする。
- ・ 市町村等関係機関の既公表情報で、当該機関から県が公表することについて依頼がある場合は、当該機関が既に公表した個人を特定し得る情報を公表することとする。
- ・ 行方不明者等の家族等の依頼または同意がある場合で、行方不明者等の早期の安否確認又は人命救助活動等に資する場合には、その氏名、住所、年齢等の個人を特定し得る情報を公表することとする。
- ・ 大規模災害時において、家族等の同意を得ることが困難な場合については、平成30年7月豪雨等の状況を踏まえ、引き続き検討する。

(3) 関係機関との調整

《考え方》

- ・ 県は、市町村等関係機関から、被災状況や被災者の情報を積極的に収集する。
- ・ 災害発生時における避難所にいる避難者の氏名等の公表の可否、公表する個人情報の内容について、県、市町村等関係機関が連携する。
- ・ 市町村等関係機関が各機関の判断により死者、行方不明者等の個人情報を公表する場合には、連携して情報共有を行う。

《検証結果》

[改善案]

- ・ 県は、市町村等関係機関から被災状況や被災者の情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、関係機関と情報共有を図る。
- ・ 県は、県内の関係市町村から同意を得たうえで、広域的な安否確認に資するため、避難所に避難した者に係る個人情報を、県のホームページに掲載することなどにより公表する。
- ・ 市町村等関係機関が死者、行方不明者等の個人情報を公表した場合で、当該機関から県が公表することについて依頼があり、県も公表することがその捜索や救援活動等に資するときは、県も公表する。

6 災害の発生時における公表に関するガイドラインの策定について

山形県内において災害が発生した場合における情報公表に関する基本的事項を示すことにより、県民の安全・安心の確保に資することを目的として、「災害の発生時における情報公表に関するガイドライン」を策定する。

(別添)

都道府県が被災者の氏名を含む個人情報公表した主な災害

災害名、発生年月及び被害の概要	県名及び当該県の人的被害	公表した項目	公表の目的等
東日本大震災（平 23.3） 東北・関東地方を中心とする広範囲（1都1道20県）に地震、津波の甚大な被害。また、東京電力福島第一原発で大事故が発生。人的被害：死者 19,630 人、行方不明者 2,569 人ほか	岩手県 死者 5,140 人、行方不明者 1,116 人ほか	【死者】 氏名、年齢、性別、住所（大字以下を削除）を公表（遺族が希望しない場合は公表しない）	広域にわたる大規模災害のため被害者が多数生じたことから、発災時に極めて関心の高い安否情報である死亡者を公表 避難者が、どの避難所に避難しているかを公表し、家族等の安否確認・捜索に資する。
	宮城県 死者 10,564 人、行方不明者 1,225 人ほか	【避難者】 避難所ごとに氏名、住所（大字以下を削除）、性別、避難所名を公表	
	福島県 死者 3,811 人、行方不明者 224 人ほか	【避難者】 氏名、市町村名、年齢、性別、避難所名、避難所所在地を公表	
平成 28 年台風第 10 号（平 28.8） 岩手県大船渡市付近に上陸した台風により大雨、洪水等が発生。人的被害：死者 22 人、行方不明 5 人ほか	岩手県 死者 20 人、行方不明 3 人ほか	【行方不明者】 家族の同意を得て、行方不明者の氏名、住所（市町村名）を公表	早期の所在確認、迅速な救助活動に資する。
九州北部豪雨（平 29.7） 九州北部地方で記録的な大雨により、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生。人的被害：死者 37 人、行方不明者 4 人ほか	大分県 死者 3 人ほか	【死者】 死者の氏名、性別、年齢、職業、住所（市町村まで）を公表	県警の発表が先行したため、連携して公表
本白根山噴火（平 30.1） 群馬県本白根山で噴火が発生。人的被害：死者 1 人、重傷 3 人ほか	群馬県 死者 1 人、重傷 3 人ほか	【死者】 死者の氏名、年齢、性別、職業を公表（ただし、報道が先行）	自衛隊の殉職公表と連携して公表

※1 「災害名」、「公表した項目」、「公表の目的等」は、平成 30 年 3 月群馬県調査「災害時における広報体制について」及び平成 30 年 6 月本県調査「自然災害発生時の都道府県による被災者氏名の公表について」による。

※2 「被害の概要」「当該県の人的被害」は、関係省庁（内閣府、消防庁）等の公表資料による。

参考 法律の条文等

(※1) 災害対策基本法 第51条(情報の収集及び伝達)

指定行政機関の長及び指定地方公共団体の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共団体、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

(※2) 防災基本計画(第2編、第2章、第2節、1、(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」)

人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は都道府県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、都道府県は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

(※3) 山形県地域防災計画(地震対策編第3編、第2章、第4節「広報計画」)

4 広報活動における各機関の役割分担

(2) 県

ア 役割

被災地内、被災地外の県域及び県外への情報発信を行う。

イ 手段

(ア) 報道機関への報道依頼 (省略)

ウ 項目

(ア) 災害発生情報

(イ) 安否情報

(ウ) 県の出先機関、市町村及びその他防災関係機関から報告された被害状況

(エ) 国、県及び市町村等公的機関の災害対応に関する情報

(オ) その他広域的な把握を必要とする情報

(※4) 消防庁災害報告取扱要領(第2、1「人的被害」)

(1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。

(2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

(3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。

(4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

(※5) 災害対策基本法 第86条の15 (安否情報の提供)

都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報(次項において「安否情報」という。)について照会があったときは、回答することができる。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のため内部で利用することができる。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(※6) 災害対策基本法施行規則 第8条の3 (安否情報の提供)

- 3 第1項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

- 一 照会者が当該照会に係る被災者の同居の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)である場合 照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- 二 照会者が当該照会に係る被災者の親族(前号に掲げる者を除く。)又は職場の関係者その他の関係者である場合 照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
- 三 照会者が当該照会に係る被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合 照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、当該照会に係る被災者が照会に際しその提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。

(※7) 山形県地域防災計画(震災対策編 第3編 第2章 第4節「広報計画」)

7 安否情報の提供

県、市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。(中略)なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

災害の発生時における公表に関するガイドライン（案）

1 目的

本ガイドラインは、「山形県地域防災計画」及び「事故・事件の発生時における公表に関するガイドライン」に定めるもののほか、山形県内において災害が発生した場合における情報公表に関する基本的事項を示すことにより、県民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

2 災害の定義

このガイドラインにおいて「災害」とは、山形県防災基本条例（第2条）に定める「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然災害又は大規模な火事若しくは爆発により生ずる被害」をいうものとする。

3 災害発生時に県が公表する情報について

(1) 被災状況等の公表について

災害等発生時において、県は市町村、消防、県警察等の関係機関と連携し、災害に関する情報の収集に努めるとともに、県内の状況を取りまとめるうえ、災害等の種類、規模、被災状況等に応じて、以下の内容を公表する。

- ① 災害等の発生状況、被災状況
- ② 避難指示、避難所設置及び災害対策本部の設置等の対応状況
- ③ 被害の拡大や二次被害の防止等に資する注意情報

(2) 安否確認に対する情報提供について

本県内で災害が発生した場合に、県は市町村と連携し、被災者の安否に関する情報について照会があった場合は、次のとおりの照会者の区分に応じて、山形県地域防災計画に定めるところにより、可能な限り提供するよう努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

照会者	提供できる情報
<input type="checkbox"/> 同居の親族※1	<input type="checkbox"/> 被災者の居所 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病の状況（生死の別を含む） <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> その他安否の確認に必要と認められる情報
<input type="checkbox"/> 同居以外の親族※2 <input type="checkbox"/> 勤務先の関係者等	<input type="checkbox"/> 負傷、疾病の状況（生死の別を含む）
<input type="checkbox"/> 友人、知人等	<input type="checkbox"/> 安否情報の有無

※1 同居の親族には、事実婚の関係にある者や婚約者を含む。（災害対策基本法施行規則第8条の3第3項第1号）

※2 同居以外の親族のうち単身赴任者や別居の学生等からの照会に対しては、この表の区分にかかわらず、被災者からの同意を得て、同居の親族の右欄の情報提供を行う。（災害対策基本法施行規則第8条の3第4項）

(3) 個人が特定できる情報の公表について

次の者を対象として、氏名等の個人が特定し得る情報を県が公表する。

① 避難所に避難している者

本県内において大規模災害が発生し、次に該当する状況が生じ、避難所に避難している者（以下「避難者」という。）の氏名を含む個人が特定できる情報を公表することが、広域的な安否確認に有効であると県が判断する場合は、各避難所設置者（市町村）が避難者本人から同意を得て公表した避難者の氏名、住所、年齢等の個人情報をもとに、県が取りまとめて公表する。

○ 県内の複数の市町村域にまたがる広範な被害が生じ、多数の行方不明者等や避難者が発生

○ 県内の複数の市町村に指定避難所が設置され、当該市町村域以外の住民や旅行者等が多数避難

なお、避難者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該避難者の個人情報の管理を徹底する。

② 行方不明者、安否不明者

ア 市町村等関係機関が公表した情報

市町村等関係機関が、行方不明者（当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者）や安否不明者（当人と連絡が取れず安否が分からない者）の個人情報を公表した場合で、当該機関から県に公表要請があった場合は、県も公表することとする。

イ 家族等の依頼又は同意がある場合

行方不明者や安否不明者の家族等からの依頼又は同意がある場合で、行方不明者や安否不明者の早期の安否確認又は人命救助活動等に資する場合には、その氏名、住所、年齢等の個人を特定し得る情報を県が公表することとする。

③ 死者

市町村等関係機関が、死者の個人情報を公表し、当該機関から県に公表要請があった場合又は死者の遺族からの依頼若しくは同意がある場合は、その氏名、住所、年齢等の個人を特定し得る情報を県が公表することとする。

4 公表の方法及び時期

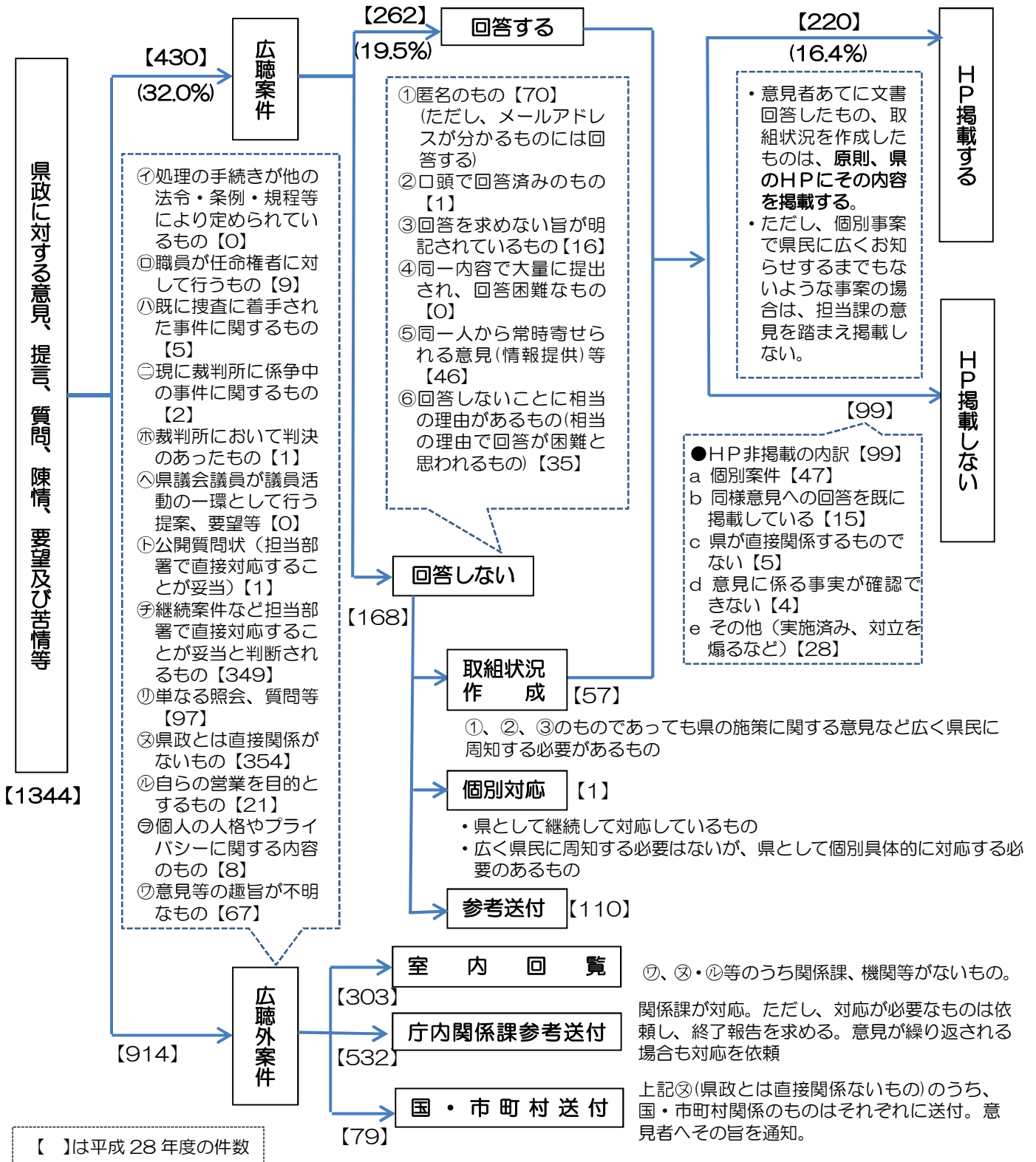
公表方法、公表時期については、「事故・事件の発生時における公表に関するガイドライン」に準じる。

第6章 広聴案件に対する対応状況の情報提供

1 制度等の概要

広聴活動は、県民の声を県政に反映すること、県民へ広く情報提供し身近な行政の実現を図ることを目的に行っており、インターネット、電話、手紙等で寄せられる意見等を受け付け、「広聴事案取扱要綱」(平成22年4月 総務部長通知)、「県民相談事務取扱要領」(平成13年4月 総務部長通知)、「県政直行使実施要領」(平成17年8月 総務部長通知)、「県政ご意見箱設置要領」(平成15年3月 総務部長通知)、「広聴関係事務処理の手引き」(平成29年4月 秘書課長通知)等により処理している。

2 現状



3 検証、見直しの視点

- (1) 広聴事案から除外する基準の妥当性
- (2) 広聴事案をホームページで公開しない基準の妥当性
- (3) 全部を公開できない場合の運用

4 検証結果

- (1) 広聴事案から除外する基準の見直し

《考え方》

- ・ 説明責任を果たす観点から、原則として、寄せられた意見等には回答する。
- ・ 要綱等に規定されている、除外される 13 項目（前頁①～⑬）については、例外的なものであり、限定的なものである。

《方向性》

- ・ 13 項目については「～等」の曖昧な表現を改め、可能な限り限定的な表現（列挙）とする方向で考えていく。
- ・ 「既に捜査に着手された事件に関するもの」、「現に裁判所に係争中の事件に関するもの」及び「裁判所において判決のあったもの」の規定については、事件・事故が発生した場合の公表の見直しを踏まえて整合性を図るように考える。

《検証結果》

[改善案]

要綱を改正し、説明責任を果たす観点から原則回答を徹底するとともに、除外するものを限定。

- (2) 広聴事案をホームページで公開しない基準の見直し

《考え方》

- ・ 広くお知らせし情報を共有する観点から、原則として、寄せられた意見等及び回答は公開する。
- ・ 「広聴関係事務処理の手引き」に規定されている、「内容が個別の事案で広く県民にお知らせするまでもないような事案の場合は、担当課の意向も踏まえ掲載しない」事案については、例外的、限定的なものとするべきである。

《方向性》

- ・ 原則として公開することを「広聴事案取扱要綱」に明記し、規定を整備する方向で考える。
- ・ 掲載しない事案については、「個別案件」の曖昧な表現を改め、可能な限り限定的に表現（列挙）する方向で考える。
- ・ 同様意見に回答済みであること、及び意見内容を実施済みであることを公開しない基準としない方向で考える。

《検証結果》

[改善案]

情報提供のため原則公開を徹底し、やむを得ない場合に限り非公開。

- (3) 全部を公開できない場合の運用の見直し

《考え方》

- ・ 全部を公開できない場合にあっても、公開の原則に則り、一部でも可能な限り公開する。

《検証結果》

[改善案]

意見等の趣旨を損なわない範囲で、個人情報削除し、一般化して公開できる事案は公開。

第7章 会議等の公開

1 制度等の概要

審議会等については、県の政策形成に果たす役割に鑑み、「審議会等の会議の公開に関する指針」（H10.4月施行）に基づき「会議の原則公開」の取扱いとしてきた。その後、「審議会等の公開に関する指針」（H18.4.1）へ指針を見直し、会議の原則公開のほかに会議の記録等の作成や県ホームページでの公開などを加えた「会議の情報公開」を行ってきた。

対象となる審議会等の範囲

- 1 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関
- 2 要綱等に基づき設置されている協議会、懇話会等（県の職員以外の者が構成員に含まれているものに限る）

(1) 審議会等の公開

審議会等は原則公開とする。

＜例外的に非公開とする場合＞

- (ア) 情報公開条例に規定する不開示情報に該当する情報に関し審議会等を行う場合
【不開示情報】①法令秘情報、②個人情報、③法人等情報、④公共安全維持情報、⑤意思形成過程情報、⑥行政執行情報、⑦国等関係情報
- (イ) 会議を公開することにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合

(2) 審議会等の会議の記録等

- ア 公開で行われた審議会等…審議会等の記録を作成し、県ホームページで公開
- イ 非公開で行われた審議会等…議事の性質・内容に応じ、会議録、会議録要旨又は会議概要等を作成し、できる限り県ホームページで公開するよう努める。

2 現状

別紙「会議等の公開状況に関する庁内調査結果概要」のとおり

3 検証、見直しの視点

(1) 「審議会等の公開に関する指針」の妥当性

- ア 公開対象となる会議の範囲が適切か。
- イ 例外的に会議を非公開とする場合、現行の非公開基準が妥当か。

(2) 適切な運用の確保

例外的に会議を非公開とする場合、非公開基準への適合は適切か。

4 検証結果

(1) 対象となる会議の範囲

《考え方》

- ・ 要綱等に基づかず開催されている協議会、懇話会等（県職員の以外の者が構成員に含まれているものに限る）には、現行指針の対象となっていないが、県が開催した公式の会合であって、外部の広い視野又は専門的見地を踏まえてより適切な結論を得ることを目的とし、県の政策形成に大きな役割を果たしているものもあると考えられる。

- ・ そのため、政策形成などの県政運営の透明性を向上するためには、県職員以外の者を構成員として参集する会議についても、公開範囲を拡大していくことが適当と考えられる。
- ・ 他の都道府県の中にも「個別の決裁により設置されている協議会等」を対象としている団体が2団体ある（栃木県及び沖縄県）。

○ 他の都道府県との比較

審議会等の公開対象範囲について他の都道府県の規程の状況は次のとおり

① 「附属機関」のみ	3 団体
② 上記①に加え「要綱等に基づき設置されている協議会等」を対象	38 団体（本県該当）
③ 上記②に加え「個別の決裁により設置されている協議会等」を対象	2 団体

※ 附属機関等の公開に関する内部規程なし… 4 団体

※ 「附属機関に類するもの」として要綱等により設置されている協議会等を対象とするケースが多く、「協議、意見交換等を目的とするもの」に限る団体や、「連絡調整、伝達、啓発、研修等を目的とするものを除く」とする団体もあった。

※ 「個別の決裁により設置されている協議会等」により現に公開対象とされている会議数は不明（該当団体より聴取）

《方向性》

「要綱等に基づかず個別の決裁に基づき設置されている協議会等（県の職員以外の者が構成員に含まれているものに限る）」について、現行指針の対象となっていないが、県の政策形成過程への関わりなど会議の内容を検証しながら、できる限り公開対象とする方向で検討する。

《検証結果》

[改善案]

従来の公開対象である下記1及び2に加え、政策形成への関与が認められる下記3の会議を公開対象とする。

- 1 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関
- 2 要綱等に基づき設置されている協議会、懇話会等（県の職員以外の者が構成員に含まれているものに限る。）
- 3 個別の決裁に基づき設置されている協議会、懇話会等（県の職員以外の者が構成員に含まれているものに限る。）

(2) 非公開基準

《考え方》

(ア) 情報公開条例に規定する不開示情報に該当する情報に関し審議会等を行う場合

- ・ 情報公開条例の不開示情報は、公にすることを法令等で禁じている情報や、公になってしまうと個人、法人、行政等に対して回復しがたい損害等を与えるおそれのある情報であり、公文書の開示を原則としつつも、特に不開示とすべき情報として客観的かつ合理的に定められたものである。
- ・ 審議会等の会議やこれらの会議記録についても、公開することにより不開示情報に列挙される不利益や支障が生じることが認められる。
- ・ 他の都道府県では、本県の現行基準とおおむね同様の規定が整備されている。

(イ) 会議を公開することにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合

- ・ 当該基準は、基準（ア）の規定に拠らずに会議を非公開にできる場合を具体的に規定しているものであり、審議等の対象となる情報が不開示情報に当たらない場合であっても、会議を公開することにより議事運営に支障を及ぼすおそれを列挙している（この支障の類型は、情報公開条例の意思形成過程情報で掲げる支障に準じている）。
- ・ 会議を公開することによりそのような支障が生じる場合、例外的に非公開とすることは妥当と考えられる。
- ・ 他の都道府県では、本県の現行基準とおおむね同様の規定が整備されている。

○ 他の都道府県との比較

審議会等の非公開基準について他の都道府県の規程の状況は次のとおり

A	情報公開条例の不開示情報に該当する情報を審議等する場合	38 団体（本県該当）
B	公開により、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなるおそれ（ただし、内部規程の解釈運用で下記Cを規定する団体あり）	36 団体
C	公開により、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれる等のおそれがある場合	5 団体（本県該当）
D	その他特定の事項を審議する場合（上記 A～C を除く）	3 団体

※ 附属機関等の公開に関する内部規程なし… 4 団体

※ 本県は、情報公開条例施行前の平成9年時において、上記のうちA（条例の不開示情報を審議等）及びB（公正かつ円滑な審議等が阻害）に相当する基準を設けた。その後、山形県情報公開条例の施行（平成10年）に合わせて、指針を見直し、上記A及びC（率直な意見交換が不当に阻害等）に相当する現行規定に具体化した。

○ 非公開基準(ア)と(イ)の関係に関する検証

非公開基準(ア)のうち情報公開条例第6条第1項第5号（意思形成過程情報）に該当する情報を審議等する場合は、審議対象となる情報が意思形成過程情報の場合であると解されるが、該当事例はきわめてまれであると見込まれる。

実際の運用では非公開基準(イ)にも該当するため、それによって判断される場合がほとんどであると考えられる。

《検証結果》

審議会等の会議の非公開基準については現行基準のとおりとする。
（非公開基準(イ)については「客観的に明らかな場合」などの運用を行うこと）

(3) 運用

《考え方》

この度の庁内調査の作業を通じて、非公開とする理由が具体化されるなど、個々の審議会等における運用が精査された。その結果、20件の会議について運用が見直され、公開範囲が拡大される結果となった。

会議分類	調査前(29年度当初)	調査後(30年1月)	件数
附属機関	一部公開又は非公開	公開	2
	一部公開	開催の都度決定(原則公開)	1
	非公開	一部公開	2
要綱等に基づき設置されている協議会等	一部公開又は非公開	公開	15
審議会等の公開状況の見直しが行われた件数			20
【参考】要綱等に基づかず開催された協議会等	非公開	公開	17

《方向性》

- この度の庁内調査の結果をホームページ等で公表するとともに、今後とも会議等の公開を適正に行うためには、会議の全部又は一部を非公開とする場合は、ホームページ掲載等により非公開の理由を明示し、説明責任を果たしていく方向で検討する。

《検証結果》

[改善案]

- 調査に合わせ非公開理由について運用の精査を行い、20の会議を公開又は一部公開することとした。
- 会議の全部又は一部を非公開とする場合は、ホームページ掲載等により非公開の理由を具体的に明らかにする。

会議等の公開状況に関する庁内調査結果概要

○ 調査対象の会議の分類

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関の会議
 - 2 要綱等に基づき設置されている協議会等（県職員以外の者が構成員に含まれるもの）
 - 3 要綱等に基づかず開催されている協議会等（県職員以外の者が構成員に含まれるもの）
- ※ 県が直接運営（開催経費を県が全額負担等）するものを対象とする

○ 調査基準日 平成 30 年 1 月 1 日

○ 凡例

(1) 公開状況

公開	一部公開	非公開	開催の都度決定
----	------	-----	---------

※ 調査基準日時点で会議の公開を検討していなかった会議（関係行政機関や利害関係者のみで構成される会議等）などについては、調査基準日時点での現状として「非公開」を選択している場合がある。

(2) 非公開区分

① 法令秘情報（山形県情報公開条例第 6 条第 1 項第 1 号）
② 個人に関する情報（山形県情報公開条例第 6 条第 1 項第 2 号）
③ 法人等に関する情報（山形県情報公開条例第 6 条第 1 項第 3 号）
④ 公共安全維持情報（山形県情報公開条例第 6 条第 1 項第 4 号）
⑤ 意思形成過程情報（山形県情報公開条例第 6 条第 1 項第 5 号）
⑥ 行政執行情報（山形県情報公開条例第 6 条第 1 項第 6 号）
⑦ 国等関係情報（山形県情報公開条例第 6 条第 1 項第 7 号）
⑧ 公開により、率直な意見の交換が不当に阻害されるおそれがあるため
⑨ 公開により、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため
⑩ 公開により、県民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれがあるため
⑪ 公開により、特定の者に不当に利益を与えるおそれ又は不利益を及ぼすおそれがあるため
⑫ その他

※ 公開状況欄において「一部公開」、「非公開」又は「開催の都度決定」を選択した場合、非公開とする理由として該当する選択肢を選択（複数選択可）

○ 現状

1 会議分類別件数

番号	会議分類	件数
(1)	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関	82
(2)	要綱等に基づき設置されている協議会等（県職員以外の者が構成員に含まれるもの）	260
(3)	要綱等に基づかず開催されている協議会等（県職員以外の者が構成員に含まれるもの）	175
	合計	517

2 審議会等の公開状況

公開区分	件数	割合	会議分類別内訳		
			(1)	(2)	(3)
公開	205	39.7%	40	116	49
一部公開	31	6.0%	11	13	7
非公開	263	50.9%	27	120	116
開催の都度決定	18	3.5%	4	11	3
合計	517	—	82	260	175

3 審議会等を非公開とする理由

非公開区分	件数	割合	会議分類別内訳		
			(1)	(2)	(3)
① 法令秘情報	4	1.1%	4	0	0
② 個人に関する情報	76	21.6%	22	28	26
③ 法人等に関する情報	54	15.3%	8	32	14
④ 公共安全維持情報	6	1.7%	1	5	0
⑤ 意思形成過程情報	23	6.5%	3	17	3
⑥ 行政執行情報	20	5.7%	3	9	8
⑦ 国等関係情報	8	2.3%	1	2	5
⑧ 率直な意見交換の阻害	114	32.4%	4	44	66
⑨ 中立性を損なう	21	6.0%	6	11	4
⑩ 県民に混乱生じる	10	2.8%	0	7	3
⑪ 特定の者に利益又は不利益	14	4.0%	3	7	4
⑫ その他	2	0.6%	1	1	0
合計	352	—	56	163	133

第8章 庁内会議の記録の作成・保存

1 制度等の概要

審議会等に該当しない内部職員のみのも会議（いわゆる「庁内会議」をいう。）においても、会議録の作成及び保存に努め、特に、公開を前提とする会議についてはその徹底を図ることを、平成24年4月2日の部長会議において申し合わせた（単なる伝達、報告のための会議を除く。）。《庁内会議の例》 災害対策本部、危機対策本部（記録の形態）

- ① 会議録 …全ての発言内容の要旨を、発言者別、時系列に記載
- ② 会議録要旨…主な発言内容の要旨を、項目毎にまとめて記載
- ③ 会議概要 …会議の決定事項のみ記載（発言内容の記載は不要）

2 現状

平成29年10月に庁内会議の記録状況に関する現況調査をした結果、部長申合せ（平成24年4月）に基づき、会議の記録を作成している庁内会議が267件確認された。

※ 記録形態の内訳：①会議録 16件 ②会議録要旨 140件 ③会議概要 52件
②会議録要旨又は③会議概要 59件（病院事業局分より）

3 検証、見直しの視点

- (1) 一定の会議について、記録の作成・保存を義務付ける必要性はないか（基準の妥当性）
- (2) 会議の性質に応じてどのような記録形態を選択することが妥当か（記録形態の基準）
- (3) 会議の性質に応じて適切な記録形態が選択されているか（記録形態の運用の検証）

4 検証結果

- ・ 庁内会議の記録の作成義務の基本的考え方については、第2章「文書管理」の「文書の作成義務等の明確化」、「保存年限の見直し」及び「廃棄する場合の判断」に沿って検討した。
- ・ 本章では、「文書の作成義務等の明確化」のうち庁内会議の記録の作成義務に絞って検討した。

- (1) 庁内会議の記録の作成義務（基準の妥当性）

《考え方》

- ・ 本県では、記録の作成等について作成義務は設けていないが、政府や近隣他県の規定を踏まえながら、作成義務を規定することが適当である。

《検証結果》

[改善案]

規程等において、政府及び近隣他県の規定を踏まえつつ、庁内会議の記録の作成義務に関する規定を整備する。

(2) 記録形態の基準

《考え方》

第2章「文書管理」の「文書の作成義務等の明確化」の検討結果をもとに、次に掲げる政府及び近隣他県の内部規程の策定状況を参考とし、記録形態の基準の設定について検討する。

○ 政府及び近隣他県の内部規程の策定状況

- ・ 政 府：国務大臣を構成員とする会議又は省議においては、発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成。
- ・ 北海道：政策決定又は了解を行う会議においては、発言者及び発言内容を記録した議事録を作成。連絡又は情報・意見の交換を目的とする会議においては、議事要旨等を記録した議事概要を作成。
- ・ 青森県：配布資料の余白又は別紙に議事要旨その他を記録。附属機関、懇話会等、その他重要な意思決定を行う会議等については、発言者名及び発言者ごとの発言内容を記録した議事録を作成。
- ・ 福島県：要綱等により設置された懇談会等、訓令・要綱等の内部規程により設置された会議等で意思決定を行うもの、その他政策決定や意思決定に関わる事項を議題とする会議等は議事概要を作成。重要な意思決定を行う会議においては、発言者及び発言者ごとの発言内容を記載した議事録を作成。

《検証結果》

[改善案]

- ・ 県の政策や重要な意思決定に係る事項を協議することを目的とした庁内会議については、政策等決定過程を事後的により詳しく検証することができるようにするため、原則として会議録を作成するものとする。
 - ・ 上記以外の庁内会議についても、第2章「文書管理」において、「文書の作成義務等の明確化」を規定することを踏まえ、会議録、会議録要旨又は会議概要を作成するものとする。
- ※ 単なる伝達、報告のための会議については、復命書や業務報告書をもって会議録等に代えることができるものとする。

(3) 記録形態の運用の検証

《考え方》

従来の記録形態は、平成24年4月2日の部長申合せにより、各部局長等の判断により、会議録、会議録要旨、会議概要等のいずれかにすることとしている。

平成29年10月に庁内会議の記録状況に関する現況調査をしたところ、結果は上記2のとおりであったが、統一のとれたものとなっていないことがわかった。

今後は、記録形態の原則を定め、統一的な取扱いとするための整備を図る。

《検証結果》

[改善案]

上記(2)の改善案を踏まえ、現在の各部局で所管する庁内会議の記録の運用の精査を行うこととする。

《参考資料》

庁内会議の記録の作成に関する政府及び近隣他県の制度比較について

	庁内会議の定義	記録形態の基準
山形県	【部長会議申合せ】 審議会等に当たらない庁内会議	【部長会議申合せ】 当該会議の内容等に応じて各部局長等の判断の上、会議録、会議録要旨、会議概要等のいずれかにより作成する。
政府	【公文書管理法】 第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。 (1) 法令の制定又は改廃及びその経緯 (2) 前号に定めるもののほか、 <u>閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）</u> の決定又は了解及びその経緯 (3)～(5) （省略）	【政府ガイドライン】 ＜国務大臣を構成員とする会議又は省議における議事の記録＞ 開催日時、開催場所、出席者、議題、 <u>発言者及び発言内容を記載した議事の記録</u> を作成するものとする。 ＜歴史的緊急事態に対応する会議等における記録＞ 「歴史的緊急事態」に政府全体として対応する会議その他の会合（第3及び第8の留意事項において「会議等」という。）については、将来の教訓として極めて重要であり、（中略）、 <u>会議等の性格に応じて記録を作成するものとする。</u>
北海道	【文書管理規程施行通達】 (5) 附属機関（これに類するものを含む。）その他道の重要な政策事項に係る会議の開催 ＜対象＞ (イ) <u>本庁等の幹部職員（原則課長級以上）を構成員とする内部の会議（要綱等設置）</u>	【文書管理規程施行通達】 ・左記(イ)(ウ)(エ)のうち、道の重要な政策事項であって、社会的な影響が大きいもの又は道全体として対応する必要があるものに係る会議 a) 政策決定又は了解を行う会議 配布資料、決定又は了解の内容を記録した文書、開催日時・場所、出席者、 <u>議題、発言者及び発言内容を記録した議事録</u> b) 連絡又は情報・意見の交換を目的とする会議 配布資料、少なくとも <u>議事要旨等を記録した議事概要</u>
青森県	【「文書の作成」等の手引き】 (ア) 対象となる会議等（抜粋） ・ <u>訓令等の内部規程により設置された会議等</u> ・ <u>複数の所属にまたがって協議を行う会議</u> （実務担当者レベルでの打合せ等で、協議事項が定例又は軽易なものである場合を除く。）	【「文書の作成」等の手引き】 (イ) 文書の作成方法 配布資料の余白又は別紙に、日時、場所、出席者、議題、 <u>議事要旨その他を記録する。</u> なお、附属機関、懇話会等、その他重要な意思決定を行う会議等については、 <u>発言者名及び発言者ごとの発言内容を記録した議事録を作成する。</u>

<p>福島県</p>	<p>【文書等管理規則の運用】 (2) 以下の会議等については、会議等の名称、開催日時、開催場所、出席者、議題、決定事項及び主要な意見を記録した議事概要を作成すること。(なお書きは右欄のとおり)</p> <p>ア 要綱等により設置された懇談会等 イ 訓令・要綱等の内部規程により設置された会議等で意思決定を行うもの (実務担当者レベルでの打合せ等であって、協議事項が定例又は軽易なものを除く。) ウ その他政策決定や意思決定に関わる事項を議題とする会議等</p>	<p>【文書等管理規則の運用】 (2) 以下の会議等については、会議等の名称、開催日時、開催場所、出席者、議題、決定事項及び主要な意見を記録した<u>議事概要</u>を作成すること。 なお、法令及び条例により設置された附属機関及び以下の会議等のうち重要な意思決定を行う会議等については、議事概要のうちの主要な意見に代えて、<u>発言者及び発言者ごとの発言内容を記載した議事録</u>を作成すること。</p> <p>ア 要綱等により設置された懇談会等 イ 訓令・要綱等の内部規程により設置された会議等で意思決定を行うもの (実務担当者レベルでの打合せ等であって、協議事項が定例又は軽易なものを除く。) ウ その他政策決定や意思決定に関わる事項を議題とする会議等</p>
------------	---	--

(注記) 北海道・東北地域において庁内会議の記録に関する内部規程を策定している団体を調査した結果、岩手県、宮城県、秋田県、新潟県は規定がなかった。

第9章 記者発表などによる情報提供

1 制度等の概要

県から報道機関に対して県政情報を提供するパブリシティ（Publicity）について、次の4つの方法で実施。タイミングや内容に応じて所管部局等がどの方法によるか判断して実施している。

(1) 知事記者会見における発表

知事の定例記者会見（原則週1回火曜日開催）や臨時記者会見の場を活用して、知事から発表

(2) 知事談話（知事コメント）の発出

県内の動きや国、他県の状況などに関連して知事としての見解を発表する場合、談話を文書にして報道機関各社に提供

(3) 記者発表（記者説明）

重点施策や新規事業の実施状況、予算の概要、決算の状況、各種の調査結果や計画策定、突発的な事件、積極的にPRしたいもの（すべきもの）や内容が複雑・専門的で説明を要するものなどについて、資料を基に記者に説明し、質疑に応じている。発表は報道監（各部局次長等）又は報道監が指定する者が実施

※ 報道監：平成21年度に、必要な県政情報は、知事からだけでなく、各部局からも記者発表や資料提供（プレスリリース）などにより積極的に提供することとされた。その際、各部局の広報活動全般・パブリシティの取りまとめ役として「報道監」（次長級又は主幹課長）が設置されたもの。

【設置根拠：山形県広聴広報事務取扱要綱第8条】

(4) 資料提供（プレスリリース）

記者が概要を把握している定例的なもの、資料を読むことで十分理解できるものなどについては、記者室に資料提供（プレスリリース）を行う。

※ 上記内容は、「パブリシティの手引き」に具体的な手順等について掲載

2 現状

(1) 知事記者会見の実施状況

区分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度
（知事記者会見開催回数）	定例32、臨時6	定例34、臨時4	定例28、臨時6	定例32、臨時5
知事記者会見における発表項目数	62	62	62	88

○ 各都道府県の記者会見の開催頻度は、①週1回、②月2回、③月1回、④定例開催なしの4つに分類されるが、本県の開催頻度は原則週1回で、全都道府県中、開催頻度が一番高いグループに属している。

○ 発表項目は、部局によってバラつきがあり、知事からの発表になじまない案件（毎年定例的に実施されているもの）や、知事からの発表にとどめず部局から詳細を丁寧に追加説明すべきものなども含まれている。

- 案件について、「(時間が限られている) 知事記者会見の場では詳細の確認が難しい」との記者の意見がある。

(2) 知事コメントの発出状況

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
知事談話(知事コメント)の発出件数	41	28	39	40

- 報道機関からのコメント要請には基本的に対応しており、記者からのクレームも特段無い。
- 記者からは「これまで同様、コメント要請には応じて欲しい」との声がある。

(3) 山形県における部局等による記者発表(記者説明)の実施状況

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
記者発表(記者説明)の開催回数	28	18	21	23

- 平成 28 年度の都道府県の部局等による記者発表の開催回数の全国平均は 43 回^{*}となっているが、山形県の開催回数は 18 回で、他の都道府県と比較して部局等による記者発表が少ない。

※部局等の記者発表を把握していない6都府県除く。

(4) 県政記者室への資料提供の状況

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
資料提供(プレスリリース)件数	2,459	2,512	2,611	2,628

- 提供件数は、部局によるバラつきがある。

3 検証・見直しの視点

- (1) 県民が求める情報の提供の実現
 - ・ 県民のニーズを踏まえ、必要な情報が提供(記者発表等)されているか。
- (2) 適切な方法での情報提供
 - ・ 発表や資料提供などそれぞれの手法が適切に活用されているか(本県では各部局による記者発表(記者説明)が少ない)。

4 検証結果

- (1) 県民が求める情報の提供の実現

《考え方》

- ・ 平成 29 年度県政アンケート調査結果(以下「県政アンケート」という。)によれば、『県の情報発信について、更に「充実してほしい」または「充実すべき」と思う分野』は、上位が「医療・介護・福祉」「観光」「まちづくり」「子育て」「防災・救急」「交通インフラ」となっている。

《検証》

- ・ 「医療・介護・福祉」「子育て」といった県民生活に身近な分野の情報は、「制度切り替え」や「対象者の範囲拡大」などのトピック、ニュース性の高い事象などが伴わないと、通常はニュースや記事にしにくい、という記者の声がある。

《検証結果》

[改善案]

- 1 県民等のニーズが高い分野の情報については、「ニュースとしての価値を失わないタイミングでの提供」、「『今年は特に〇〇』など話題性や新鮮味を持たせるための見出しの工夫」、「写真やグラフ等で視覚に訴える」など、工夫を凝らしニュース性を高めた情報発信を行うよう改善する。
- 2 加えて、ニュース性の高い各部局の新規施策、重点事業についても、情報発信を強化していく。

(2) 適切な方法での情報提供

《考え方》

- ・ 県政アンケートによれば、県が行っている情報発信に対する評価は高いとは言えず、県の情報発信の手段として「更に充実して欲しい」ものはテレビ、新聞となっている。

《検証》

- ・ 他県では記者発表（記者説明）している案件について、山形県は資料提供等で済ませている場合がある。

他県における記者発表事例 (山形県が記者発表していないもの)	政府への施策提案、推計人口、県政世論調査、総合計画、新品種の開発、全国体力等調査、高校入試、高卒予定者就職内定状況
-----------------------------------	---

- ・ 報道機関に提供している資料を検証すると、訴求力のある表現に欠けていたり、適切でないタイミング（事案の直前）で提供されたりするなど、「取り上げてもらう」ための努力が足りないと考えられるものが見受けられる。
- ・ これまでの傾向や実績をみると、記者発表（記者説明）において、テレビ局が取材した案件はニュースで取り上げられやすく、同様に、各種計画や予算決算など分析、掘り下げが必要な案件は活字媒体に掲載されやすい（テレビに向いている案件、新聞に向いている案件がある）。

《検証結果》

[改善案]

- 1 「情報が届いている」と評価されるよう、更なる情報提供に努め、特に、報道機関の関心が高い案件、社会的に関心が高い案件については、動向を的確に捕捉し、本県の状況や対応等について記者発表（記者説明）を行うよう改善する。
- 2 他県で行われている記者発表案件（政府への施策提案、推計人口、世論調査など）は、本県においても、各部局が積極的に記者発表（記者説明）を実施するよう改善する。
- 3 テレビ、新聞で取りあげてもらえるよう、計画的な、かつ媒体を意識した情報提供を実践する。

第10章 県が保有する行政情報の積極的な提供

1 制度等の概要

行政情報センター及び総合支庁窓口において行政情報（下記(1)において a から d に掲げる行政資料）の提供等を行っている。

※ 山形県情報公開事務取扱要綱（平成13年4月27日総務部長通知）に基づき、「行政情報センター等における情報提供事務取扱要領（同総務部長通知）」を制定。

(1) 行政情報センター

ア 場所 山形県庁1階

イ 時間 9:00 から 17:00 まで

ウ 業務

(ア) 情報公開及び個人情報保護に係る相談及び案内、全実施機関※に係る開示請求の受付等に関すること ※ 議会、公安委員会、警察本部を除く。

(イ) 行政情報の提供に関すること

a 公文書の管理に関する資料（山形県文書管理規程、文書の簿冊名等一覧）
b 行政刊行物（議案、県の基本構想・事業計画、県の事業に係る事業報告、統計資料等）

c 県民等の閲覧に供するため備える資料（①個人情報取扱事務登録簿、②許認可等の審査基準、標準処理期間等に関する資料、③県出資法人提出資料、④報道機関への提供資料、⑤補助金の交付決定通知書等の写し、⑥法人設立に関する許認可等通知書の写し、⑦公益法人提出資料）

d その他の資料（行政機関等が定期的に発行する広報誌等の印刷物、小冊子等）

エ その他

(ア) 行政資料の貸出し 1人につき1回3冊を限度とし、7日以内

(イ) 行政資料のコピーサービス料金 用紙1枚につき白黒10円/カラー50円（A3判以下）、CD-R1枚につき80円、DVD-R1枚につき160円

(2) 総合支庁窓口

ア 場所 各総合支庁本庁舎1階

イ 時間及び業務等 行政情報センターと同様

※ 行政資料のうち県出資法人提出資料及び報道機関提出資料など一部の備付け資料は、行政情報センターにのみ配架

2 現状

(1) 行政情報センターにおける情報提供の現状

ア 提供環境

- ・ 行政資料のほぼ全てが紙媒体による提供である（所蔵空間の確保・維持が必要）
- ・ 電子媒体で提供している情報は、行政文書ファイル管理簿、県公報アーカイブ等

イ 利用状況 … 詳細は別紙のとおり

(2) 行政情報センター等の周知方法

県ホームページにより周知

3 検証、見直しの視点

(1) 県民が求める行政資料等が適切に収集・配置・提供されているか

(2) 行政情報センター等の情報公開窓口が県民に十分に周知されているか。

4 検討結果

(1) 県民ニーズに合わせた行政資料の充実

《考え方》

定期に又は複数回の開示請求を受けている公文書であって、県民ニーズが今後も継続すると見込まれる場合、行政コストを勘案の上、当該文書を行政資料として取り扱っていくことが望ましい。

【行政資料化を行った事例】

○飲食店営業許可施設台帳一覧表及び旅館業営業許可施設台帳一覧表

上記台帳一覧表について定期に複数回の開示請求を受けたことを踏まえ、事業担当課主導で段階的に行政資料化が進められている。

H19年4月…新規許可施設一覧（1か月単位、一部の項目のみ）を行政資料化

H26年7月…新規許可施設一覧において公表する項目数を拡大

（公表項目が公文書開示決定で開示する項目数と同等程度まで拡大）

H30年3月…特定日時点の許可施設一覧（既存も含む）を行政資料化（半年ごと更新）

【課題】

- ・ 対象とする資料の選定方法（「複数回開示したら公文書保有課は学事文書課と協議して行政資料化を検討する」などの基準を設置するか、公文書保有課の裁量とするか）
- ・ 定期的に行政資料を調製することに要する事業担当課の事務量が開示請求への対応に要する事業担当課の事務量を超過してしまうと、行政コストが増加するおそれがある。

《検証結果》

[改善案]

定期に又は複数回の開示請求を受けている公文書であって、県民ニーズが今後も継続すると見込まれる場合、行政コストとの兼ね合いに注意しつつ、当該文書を行政資料として取り扱っていく方向で検討する。

(2) 行政情報センター等の情報公開窓口のPR

《考え方》

- ・ 近隣他県の行政情報センター等の利用状況と比較して、利用者数や保存する行政資料の量はおおよそ近隣他県と同程度である。
- ・ 上記(1)を含めた行政資料の配架状況について、県民の認知度を向上させるため、積極的に情報発信することが望ましい。

《検証結果》

[改善案]

行政資料の配架状況をホームページなどで積極的に情報発信し、行政情報の活用を促進する。

行政情報センター情報提供の現状

1 行政情報センター等の情報公開窓口の利用状況の推移

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
資料の 閲覧・ 貸出し	職員	人数 前年比	627 ▲ 26.5%	460 ▲ 26.6%	439 ▲ 4.6%	369 ▲ 15.9%	436 + 18.2%
	一般	人数 前年比	1,756 + 5.1%	1,619 ▲ 7.8%	1,522 ▲ 6.0%	1,417 ▲ 6.9%	1,388 ▲ 2.0%
	計	人数 前年比	2,383 ▲ 5.6%	2,079 ▲ 12.8%	1,961 ▲ 5.7%	1,786 ▲ 8.9%	1,824 + 2.1%
情報公開請求	人数 前年比	138 ▲ 0.7%	132 ▲ 4.3%	156 + 18.2%	147 ▲ 5.8%	185 + 25.9%	
利用者数合計	人数 前年比	2,521 ▲ 5.3%	2,211 ▲ 12.3%	2,117 ▲ 4.3%	1,933 ▲ 8.7%	2,009 + 3.9%	
貸出資料冊数	冊数 前年比	1,245 ▲ 12.7%	751 ▲ 39.7%	698 ▲ 7.1%	589 ▲ 15.6%	560 ▲ 4.9%	

※ 人数及び冊数は、行政情報センター及び各総合支庁総合案内窓口の利用状況の合計値

2 情報公開窓口における行政刊行物の配置状況

平成 29 年 4 月 1 日現在

	国	山形県	市町村	他都道府県	その他	合計
政治・法律・行政	520	3,692	216	27	619	5,074
議会資料・法令資料	506	1,210			196	1,912
経済・産業	1,220	3,349	551	161	1,736	7,017
経済統計・統計資料	12,862	2,535	399	1,306	585	17,687
社会・労働	906	2,169	20	64	985	4,144
教育	75	650	3	1	268	997
歴史・地理	5	165	11	15	336	532
哲学・宗教	1				3	4
芸術・文学・語学	11	22	2	1	22	58
科学・技術	1,010	603	2	141	290	2,046
書誌・図書館	53	138	4	160	77	432
特殊資料	56	246			13	315
定期刊行物	147	29			673	849
合計	17,372	14,808	1,208	1,876	5,803	41,067

3 行政資料の有償頒布実績（平成 29 年 11 月末現在）

平成 14 年 2 月 1 日以降、2,297 部（CD-R 版：109 部を含む。）を有償頒布
（27 年度中頒布実績：65 部、28 年度中頒布実績：80 部、29 年度中頒布実績：53 部）

○ 有償頒布中の行政資料（平成 29 年 12 月 1 日現在）

以下の 8 種類

- ・ 県内市町村財政の状況（平成 27 年度）
- ・ 山形県道路管内図
- ・ 最上総合支庁建設部管内図
- ・ 置賜総合支庁建設部管内図（その 1）
- ・ 庄内総合支庁建設部管内図（その 1）
- ・ レッドデータブックやまがた
「絶滅危惧野生植物」2013 年改定版
- ・ 置賜総合支庁建設部管内図（その 2）
- ・ 庄内総合支庁建設部管内図（その 2）

第 11 章 オープンデータなどの推進

1 制度等の概要

(1) 国の動向

- 平成 28 年 12 月、官民が保有するデータの活用を推進する目的で、「官民データ活用推進基本法」が制定・施行。
- 国及び地方公共団体は、自ら保有する電子データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できる措置を講ずるものとされた。
- さらに、平成 29 年 5 月、国は行政機関等が保有するデータの公開及び活用に取り組む上での基本指針を取りまとめ、コンピュータが判読可能なデータ形式による提供を積極的に推奨。

(2) 県の取組み

- 本県においては、平成 22 年度より各部局が公表した統計データを一箇所に集めた「統計情報データベース」を県 HP 内に開設。
- さらに、平成 26 年度より、県民の利活用が期待される各種データを提供する「オープンデータカタログ」を公開。

2 現状

(1) 統計情報データベース

① 目的

- 統計情報の利活用の推進

② 主な内容

掲載件数：140件

種 別：人口・世帯、家計・物価、労働・賃金、経済、保健・衛生、交通など
(例) 国勢調査、経済センサス、学校基本調査 等

ファイル形式：エクセル形式、ワード形式、pdf 形式

③ 課題

- 統計データの一部に PC で編集できないデータ形式が含まれる。(約 3 割)
- 統計データのより一層の利活用を図る必要がある。(年間アクセス数：約 28 千件)

(2) オープンデータカタログ

① 目的

- 官民協働による諸課題の解決、経済活性化

② 主な内容

掲載項目数：61 項目

種 別：くらし・環境・社会基盤、健康・福祉・子育て、産業・観光・仕事など
(例) 空間放射線量率(計測データ)、AED 設置一覧(位置情報)、
山形県の人口と世帯数(統計情報) 等

ファイル形式：エクセル形式、csv 形式、pdf 形式

③ 課題

- ・ 国が県での公開を推奨するものとして示した「推奨データセット」について、速やかに公開する必要がある。（14項目のうち4項目のみ公開）
- ・ オープンデータカタログのうち、コンピュータが判読可能なデータ形式で公開しているのは、ごく一部である。（約1割）
- ・ オープンデータカタログのより一層の利活用を図る必要がある。（年間アクセス数：約42千件）

◆推奨データセットの概要

データ数：スマホアプリによる活用が可能なデータ14項目

- (①AED設置箇所一覧、②介護サービス事業所一覧、③医療機関一覧、④文化財一覧、
⑤観光施設一覧、⑥イベント一覧、⑦公衆無線LANアクセスポイント一覧、⑧公衆トイレ一覧、
⑨消防水利施設一覧、⑩指定緊急避難場所一覧、⑪地域・年齢別人口、⑫公共施設一覧、
⑬子育て施設一覧、⑭オープンデータ一覧)

※下線を引いた項目は、本県で公開している推奨データセット（4項目）

データ項目：都道府県コード、名称、住所、緯度、経度、設置主体など、全国共通のデータ項目を規定

ファイル形式：csv形式をはじめ、機械判読可能なデータ形式

3 検証・見直しの視点

- ・ 現在掲載しているオープンデータ（統計情報等）は、数的に十分か。また、種類・内容・形式は適切か。

4 検証結果

《考え方》

- より多くの県民・企業の皆様の利活用につながるよう、データ項目の拡充やデータ形式の改善を図るとともに、利活用促進のための広報に努める。

《検証結果》

[改善案]

- (1) 統計情報データベース
 - ・ PCで編集できるデータ形式（エクセル形式等）への変更を計画的に推進するとともに、統計情報等の数的拡大を図る。
 - ・ 県民のあゆみや県メルマガなど、県広報媒体を通じて紹介する。
- (2) オープンデータカタログ
 - ・ コンピュータで判読可能なデータ形式による「推奨データセット」の公開を、秋頃をめどに完了する。
 - ・ 「推奨データセット」以外の既存のデータについては、コンピュータで判読可能なデータ形式への変更を計画的に推進するとともに、データ項目の数的拡大を図る。
 - ・ 県民のあゆみや県メルマガなど、県広報媒体を通じて紹介する。
- (3) 山形県官民データ活用推進計画の策定
 - ・ 今年度策定中の「山形県ICT推進方針（仮称）」と併せ、一体的に策定する。

《委員会の開催実績》

第1回委員会

平成29年12月25日（月）

〔協議内容〕

- ・ 情報公開・提供の検証、見直しについて設定した11テーマについて、「制度等の概要」と「現状」の分析と「検証、見直しの視点」（課題）の抽出

第2回委員会

平成30年2月13日（火）

〔協議内容〕

- ・ 情報公開・提供の類型化とその対応について
- ・ 情報公開・提供の検証、見直しの方向性について
 - テーマ1 情報公開（公文書の開示等）
 - テーマ2 文書管理
 - テーマ4 事故・事件が発生した場合の公表
 - テーマ7 会議等の公開

第3回委員会

平成30年3月23日（金）

〔協議内容〕

- ・ 情報公開・提供の検証、見直しについて
 - テーマ1 情報公開（公文書の開示等）
 - テーマ2 文書管理
 - テーマ3 歴史公文書の保存
 - テーマ4 事故・事件が発生した場合の公表
 - テーマ6 広聴案件に対する対応状況の情報提供
 - テーマ7 会議等の公開
 - テーマ9 記者発表などによる情報提供
- ・ 中間取りまとめについて

第4回委員会

平成30年5月29日（火）

〔協議内容〕

- ・ 中間とりまとめについて
- ・ 情報公開・提供の検証、見直しについて
 - テーマ2 文書管理
 - テーマ3 歴史公文書の保存
 - テーマ4 事故・事件が発生した場合の公表
 - テーマ8 庁内会議の記録の作成・保存
 - テーマ10 県が保有する行政情報の積極的な提供
 - テーマ11 オープンデータ（統計情報等）などの推進

第5回委員会

平成30年8月3日（金）

〔協議内容〕

- ・ 情報公開・提供の検証、見直しについて
 - テーマ2 文書管理
 - テーマ3 歴史公文書の保存
 - テーマ5 災害が発生した場合の公表
 - テーマ11 オープンデータ（統計情報等）などの推進

第6回委員会

平成30年9月19日（水）

〔協議内容〕

- ・ 情報公開・提供の検証、見直しについて
 - テーマ3 歴史公文書の保存
 - テーマ5 災害が発生した場合の公表
- ・ 最終報告書（案）について

情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 県民との対話や県政運営の透明性確保に向けた情報公開等の取組等を推進するにあたり、外部有識者の意見、助言を得るため「情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、情報公開・提供全般にかかる検証、見直しについて意見、助言を行う。

(組織)

第3条 委員会の委員は10名以内とし、学識経験者等から、知事が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月30日から施行する。

情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会委員名簿

委員（敬称略、五十音順）

伊 藤 眞知子（東北公益文科大学教授・大学院公益学研究科長） **【委員長】**

稲 葉 馨（東北大学大学院法科学研究科名誉教授）

小笠原 奈 菜（山形大学人文社会科学部准教授）

中 山 眞 一（公認会計士）

西 村 真由美（大和証券株式会社山形支店長）

長谷川 泉（株式会社山形銀行総合企画部部長）

星 川 務（公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会直前会長）

三 澤 香 織（個人事業主）

峯 田 典 明（弁護士）